令和２年度第１回野田市障がい者基本計画推進協議会　次第

日　時　令和２年７月３日（金）
　　午後１時３０分から
場　所　市役所８階大会議室

１　開　　会

２　市長あいさつ

３　議　　題

（１）第６期野田市障がい福祉計画及び第２期野田市障がい児福祉計画の策定について（諮問）

（２）（仮称）野田市障がいのある人とない人との円滑な意思疎通を推進する条例について

（３）第３次野田市障がい者基本計画の進捗状況について

（４）第５期野田市障がい福祉計画、第１期障がい児福祉計画の進捗状況について

４　そ の 他

５　閉　　会

第６期野田市障がい福祉計画及び第２期野田市障がい児福祉計画の策定について

Ⅰ　計画の概要

１　計画の経緯

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（以下「障害者総合支援法」という。）第８８条の規定により、市町村が国の基本指針に即して障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する「市町村障がい福祉計画」を定めるもので、平成１８年度を始期とする第１期計画を策定後、次期計画を策定してきました。

障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、児童福祉法第３３条の２０の規定に基づき、平成３０年度からは、障がい児福祉計画の作成が義務付けられ、いずれの計画も目標達成及び見込み量を定め、その確保に向け各種の取組を実施している状況です。

過去の野田市障がい者福祉計画及び障がい児福祉計画の策定状況

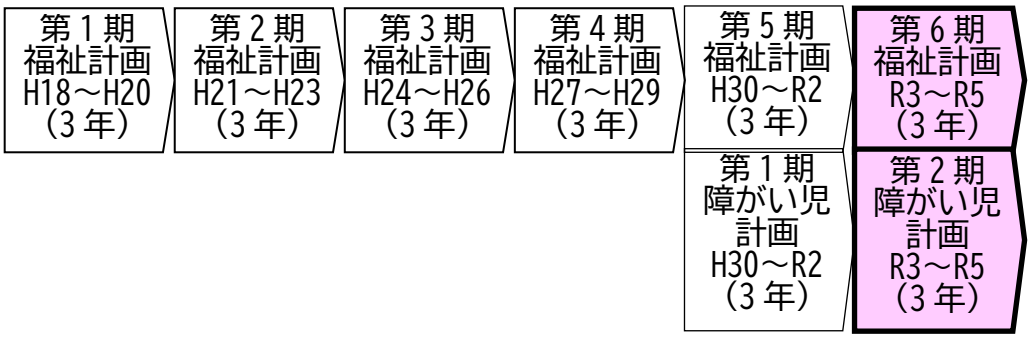

２　現行計画について

現行計画では、国の基本指針及び第６次千葉県障害者計画に基づき、以下の項目について、数値目標及び見込を設定しています。

（１）令和２年度までに達成すべき目標

ア　福祉施設の入居者の地域生活への移行

・令和２年度までの地域移行者数

・令和２年度までの施設入所者削減数

イ　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

・保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

ウ　地域生活支援拠点の整備

・地域生活支援拠点の整備数

エ　福祉施設から一般就労への移行等

・令和２年度中の一般就労移行者数

・令和２年度末における就労移行支援事業者数

・令和２年度末における就労移行支援事業所ごとの就労移行率

・就労定着支援による職場定着率

オ　障がい児支援の提供体制の整備

・令和２年度末における児童発達支援センターの設置数

・令和２年度末までに保育所等訪問支援体制を構築

・令和２年度末における重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

・平成３０年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置

（２）障害福祉サービス等の見込み

ア　指定障害福祉サービス

・訪問系（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）

・日中活動系（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所）

・居住系（自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援）

イ　指定相談支援

・計画相談支援

・地域相談支援

（３）地域生活支援事業

ア　理解促進研修・啓発事業

イ　自発的活動支援事業

ウ　相談支援事業

エ　成年後見制度利用支援事業

オ　成年後見制度法人後見支援事業

カ　意思疎通支援事業

キ　日常生活用具給付等事業

ク　手話奉仕員養成研修事業

ケ　移動支援事業

コ　地域活動支援センター

サ　その他の事業

（４）障がい児支援（第１期野田市障がい児福祉計画）

ア　障害児相談支援

・障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）

・居宅訪問型児童発達支援

・医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネータの配置

Ⅱ　第６期野田市障がい福祉計画及び第２期障がい児福祉計画の策定について

１　新計画の策定

市町村の新しい福祉計画の策定に当たり、直近の障害保健福祉施策の動向等を踏まえ、国から障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）が示されています。

この基本指針に基づき、障がい者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和５年度末までに達成すべき目標を設定しようとするものです。

２　計画策定の考え方

市の福祉計画策定の趣旨、基本的理念等については、令和５年度までを計画期間とする第３次野田市障がい者基本計画と共通の理念とし、国の新しい基本指針に基づき基本的理念、目標達成及び見込み量の確保に向けて福祉計画の策定を行います。

国の基本指針における基本的理念

①障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

②市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

④地域共生社会の実現に向けた取組

⑤障がい児の健やかな育成のための発達支援

⑥障がい福祉人材の確保【新設】

⑦障がい者の社会参加を支える取組【新設】

３　成果目標の設定（国の基本指針）

福祉施設の入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等が有する機能の充実、福祉施設から一般就労への移行等、障害児支援の提供体制の整備等、相談支援体制の充実・強化等、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築を進めるため、地域の実情に応じて、令和５年度における成果目標を設定します。

（１）福祉施設の入居者の地域生活への移行

	第６期計画（案）	第５期計画
①	令和元年度末時点の施設入所者数の６％以上が令和５年度末までに地域生活へ移行	平成２８年度末時点の施設入所者数の９％以上が令和２年度末までに地域生活へ移行
②	令和５年度末の施設入所者数を令和元	令和２年度末の施設入所者数を平成２

	第６期計画（案）	第５期計画
	年度末時点の施設入所者数から１．６％以上削減	８年度末時点の施設入所者数から２％以上削減

※①、②いずれも令和２年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和５年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

	第６期計画（案）	第５期計画
①	削除	令和２年度末までに全ての圏域ごとに、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置
②	削除	令和２年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置
③	精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における生活日数の平均を３１６日以上	【新設】
③	令和５年度末の６５歳以上及び６５歳未満のそれぞれの精神病床における１年以上長期入院患者数を基本指針が示す式により算定し目標値として設定	令和２年度末の６５歳以上及び６５歳未満のそれぞれの精神病床における１年以上長期入院患者数を基本指針が示す式により算定し目標値として設定
④	精神病床の早期退院率を入院後３か月時点の退院率を６９％以上、入院後６か月時点の退院率を８６％以上、入院後１年時点の退院率を９２％以上	精神病床の早期退院率を入院後３か月時点の退院率を６９％以上、入院後６か月時点の退院率を８４％以上、入院後１年時点の退院率を９０％以上

（３）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

	第６期計画（案）	第５期計画
①	地域生活支援拠点等について、令和５年度末までの間、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況の検証及び検討	地域生活支援拠点等を令和２年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備する。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

	第６期計画（案）	第５期計画
①	令和５年度中に一般就労への移行者数	令和２年度中に一般就労への移行者数

	第６期計画（案）	第５期計画
	を令和元年度実績の１．２７倍以上 就労移行支援事業、就労継続支援Ａ型事業、就労継続支援Ｂ型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和５年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定める。 ・就労移行支援について、令和元年度実績の１．３０倍以上 ・就労継続支援Ａ型について、令和元年度実績の１．２６倍以上 ・就労継続支援Ｂ型について、令和元年度実績の１．２３倍以上	を平成２８年度実績の１．５倍以上
②	就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定 ・就労移行支援事業を通じて一般就労への移行者のうち７割が就労定着支援事業を利用 ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が８割以上の事業所を全体の７割以上	就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定 ・令和２年度末における利用者数を平成２８年度末から２割以上増加 ・全体の５割以上の事業者が就労移行率３割以上を達成 ・就労定着支援事業による支援を開始した時点から１年後の職場定着率を８割以上
③	大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進、就労継続支援事業等における農福連携の取組の推進及び高齢障がい者に対する就労継続支援Ｂ型事業等による支援の実施等を進めることが望ましい。	【新設】

（５）障害児支援の提供体制の整備等

	第６期計画（案）	第５期計画
①	令和５年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一カ所以上設置すること。	令和２年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一カ所以上設置すること
②	令和５年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	令和２年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

	第６期計画（案）	第５期計画
③	令和５年度末までに各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保すること。	【新設】
④	令和５年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１カ所以上確保	令和２年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１カ所以上確保
⑤	医療的ケア児支援のため、令和５年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けること。	医療的ケア児支援のため、平成３０年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けること。

（６）相談支援体制の充実・強化等【新設】

	第６期計画（案）	第５期計画
①	令和５年度末までに、各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保すること。	【新設】

（７）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新設】

	第６期計画（案）	第５期計画
①	令和５年度末までに各市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築	【新設】

４　サービス提供体制の確保に係る目標の設定

（１）障がい福祉計画

ア　障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標

イ　各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み、見込量の確保方策

ウ　各年度における市町村の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み、見込量の確保方策

エ　医療機関等の関係機関との連携

（２）障がい児福祉計画

ア　障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標

イ　各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み、見込量の確保方策

ウ　医療機関、教育機関等の関係機関との連携

５　その他

（１）計画期間

令和３年度から５年度までの３か年

（２）策定スケジュール

項　　目	７～９月	10～12 月	１～３月
障がい者基本計画推進協議会（第１回） ・諮問 ・策定の概要説明 ・現行計画の推進状況の分析、評価	 ○ ○ ○		
障がい者団体のヒアリング	○		
障がい者基本計画推進協議会（第２回） ・素案提示		 ○	
パブリックコメントの実施		○	
障がい者基本計画推進協議会（第３回） 第６期野田市障がい福祉計画及び第２期野田市障がい児福祉計画策定 ・答申			 ○

写

野保障第２４３号
令和２年７月３日

野田市障がい者基本計画推進協議会
会長　渡　辺　　隆　様

野田市長　鈴　木　　有

諮　問　書

野田市障がい者基本計画推進協議会設置条例第２条の規定に基づき、別紙諮問趣旨のとおり、次の事項について諮問します。

諮問事項

「第６期野田市障がい福祉計画」及び「第２期野田市障がい児福祉計画」の策定について

諮　問　趣　旨

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく障害福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標等を定めている「第５期野田市障がい福祉計画」及び児童福祉法の規定に基づく障害児通所支援、障害児入所支援並びに障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標等を定めている「第１期野田市障がい児福祉計画」が令和２年度をもって計画期間を終了することから、国が示す障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針を踏まえて、「第６期野田市障がい福祉計画」及び「第２期野田市障がい児福祉計画」の策定を諮問するものです。

議題２　資料

（仮称）野田市障がいのある人とない人との円滑な意思疎通を推進する条例について

１　令和元年８月２８日以降の経過について

○令和元年８月２８日　野田市障がい者基本計画推進協議会（諮問）
諮問要旨
「手話を日本語と同様の言語として明確に位置付け、普及を図ること」及び「言語を利用した要約筆記、筆談、点字などの情報の伝達手段の普及を図ること」を目的とする次の二つの条例を制定することについて意見を求める。
・「（仮称）野田市手話言語条例」（令和元年度中）
・「（仮称）野田市障がいのある人とない人との円滑な意思疎通を推進する条例」（令和２年度中）

○令和元年１１月１８日　野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会
・「（仮称）野田市手話言語条例」及び「（仮称）野田市障がいのある人とない人との円滑な意思疎通を推進する条例」の体系を説明

○令和２年４月１日　野田市手話言語条例施行

２　情報・コミュニケーション条例の制定状況（令和２年６月２９日現在）

全国ろうあ連盟ホームページより
全国　６７団体
関東　千葉県※★（４）　習志野市★　浦安市★　八千代市
神奈川県（１）　横須賀市
東京都（８）　千代田区　豊島区★　葛飾区★　港区★　江東区★
台東区★　中野区●　北区★　新宿区★
茨城県（１）　水戸市
（注）※県条例を制定
★手話言語条例の内容を含む
●手話言語条例と情報・コミュニケーション条例を別々に制定

３　条例制定の目的

市では、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と普及促進を図ることを目的とする手話言語条例及び言語を利用した要約筆記、筆談、点字などの意思疎通手段の利用促進を図ることを目的とする条例を制定することとし、令和元年度から二つの条例の制定に向け取り組んできました。

令和２年４月１日に野田市手話言語条例を施行し、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と広がりをもって、全ての市民が地域で支え合い、安心して暮らすことができる共生社会の構築のため手話の普及促進に努めています。

手話も含めて、障がいの特性に応じた意思疎通手段の普及促進をもって、全ての市民が地域で支え合い、障がいの有無にかかわらず共生することができる地域社会を実現しようとするものです。

４　条例で定める事項

（１）条例の目的

基本理念の規定、市の責務及び市民等の役割の明確化、円滑な意思疎通に関する施策を総合的に推進することにより、障がいの有無にかかわらず共生することができる地域社会を実現すること。

（２）定義

①障がいのある人

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第４条第１項に規定する障害者及び同条第２項に規定する障害児

- 身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障がいがある１８歳以上の者であって、身体障害者手帳の交付を受けている者
- 知的障害者法にいう知的障害者のうち１８歳以上である者
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第５条に規定する精神障害者（発達障害者支援法第２条第２項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）のうち、十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって１８歳以上である者
- 身体に障害のある児童
- 知的障害のある児童
- 精神に障害のある児童(発達障害者支援法第２条第２項に規定する発達障害児を含む。)又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者総合支援法第４条第１項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童

②意思疎通手段

障がいのある人が情報を取得し及び意思疎通を行う際に必要な手段として利用されるもの。

手話、要約筆記、点字、筆談、触手話、指点字、音声、音訳、絵、図、平易な表現、代筆、代読、ヒアリングループ、拡大文字、その他障がいのある人が情報を取得し及びコミュニケーションを行う際に必要な手段として利用されるもの

③言語

音声言語及び手話その他の形態の非音声言語

④意思疎通支援等従事者

障がいのある人に必要な支援を行う支援従事者

（３）基本理念

意思疎通手段の普及の促進は、障がいのある人とない人が互いにその違いを理解し、その人格及び個性を尊重し合うことを基本に行う。

（４）市の責務

意思疎通手段の普及の促進、意思疎通手段の利用を選択できる環境の整備に関する施策を講ずる。

（５）市民等の役割

条例への理解を深めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努める。

（６）県との連携

市が施策を講ずるに当たっては、千葉県と連携を図るよう努める。

（７）施策の策定及び推進

①意思疎通手段の普及の促進
②市民等が意思疎通手段を学習する機会の確保
③障がいのある人が選択する意思疎通手段にて意思疎通できる環境の整備
④意思疎通支援等従事者の派遣及び養成の拡充
⑤日常生活や災害等の緊急時における情報を円滑かつ正確に伝える環境の整備
⑥その他市長が必要と認める施策

（８）財政上の措置

施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずる。

５　スケジュール

令和２年７月　第１回野田市障がい者基本計画推進協議会（審議）
10月　第２回野田市障がい者基本計画推進協議会（審議）
・条例案の審議
12月　パブリック・コメント手続

令和３年２月　第３回野田市障がい者基本計画推進協議会（答申）
３月　市議会において審議、公布
４月　施行

第３次野田市障がい者基本計画進捗状況　調査票　　議題３　資料

１　安全・安心な生活環境の整備　基本計画１９ページから２７ページまで

通し番号	事業番号	項目（小）	事業、施策などの方針	令和元年度 取組実績	令和２年度 取組予定
1	(1)	住宅の確保	・令和２年度を目標に、第二の福祉ゾーン（市有地）において、地域生活支援拠点（相談支援、短期入所及びグループホーム）を整備します。	・令和２年４月に社会福祉法人が開設した地域生活支援拠点の中核となる施設（障がい者基幹相談支援センター、短期入所及びグループホーム）について、市では障がい者基幹相談支援センター及び緊急短期入所の建設について費用の一部を助成しました。 ・グループホーム　10床 ・短期入所　８床（うち緊急受入１床） ・障がい者基幹相談支援センター（24時間対応）	・整備完了につき取組を達成しました。
2	(1)	住宅の確保	・地域生活支援拠点（相談支援、短期入所及びグループホーム）において、障がい者基幹相談支援センター、体験・機会の場の提供及び24時間対応可能な緊急短期入所などの推進に努めます。	・令和２年度の開設を目標にしていた第二の福祉ゾーンにおいて社会福祉法人が地域生活支援拠点の中核となる施設（相談支援、短期入所及びグループホーム）の整備が完了しました。	・令和２年４月１日から社会福祉法人に障がい者基幹相談支援センター業務を委託しています。また、市、関係支援機関等との連携を図ります。
3	(1)	住宅の確保	・平成30年度障害福祉サービス等報酬改定により、共同生活援助（グループホーム）では障がいのある人の重度化・高齢化に対応できる新たな「日中サービス支援型共同生活援助」が創設されたことを踏まえ、日中サービス支援型共同生活援助についての情報収集に努めます。	・令和元年９月に市内で日中サービス支援型共同生活援助事業所が１か所開設されました。	・周知及び利用の促進に努めるとともに、引き続き、新たに開設される、共同生活援助（グループホーム）の情報収集について、グループホーム支援ワーカー等と連携を密にするとともに、障がいのある人の重度化・高齢化に対応できる新たな「日中サービス支援型共同生活援助」の開設状況に関し情報を収集し、関係機関と情報共有を図ります。 ・日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準に基づき、事業の実施状況等について、自立支援・障がい差別解消支援地域協議会への報告を行います。
4	(1)	住宅の確保	・障がいのある人が、地域で生活するために、グループホーム運営費助成、障がい者グループホーム等入居者家賃補助を引き続き実施します。	・グループホームの利用促進を図るため、事業所の運営を支援するとともに、入居者の家賃補助を実施しました。 　対象者数：113人　家賃補助額：13,549,517円 ・グループホームの運営に要する経費の一部を補助しました。 　施設数：23箇所　補助額：8,023,369円 ・新設されたグループホームの現地確認を行いました。	・引き続き、グループホームの利用促進を図るため、事業所の運営を支援するとともに、入居者の家賃補助の継続します。 ・引き続き、野田圏域障がい者グループホーム等連絡協議会と情報共有を図るとともに、市内のグループホームの利用状況等の調査を定期的に実施します。
5	(1)	住宅の確保	・日常生活用具（居宅生活動作補助用具）の給付による住宅改修（バリアフリー化）を引き続き支援します。	・令和元年度の日常生活用具の給付による住宅改修の申請は１件でした。	・日常生活用具（居宅生活動作補助用具）の給付による住宅改修（バリアフリー化）を引き続き支援します。

１　安全・安心な生活環境の整備　基本計画１９ページから２７ページまで

通し番号	事業番号	項目（小）	事業、施策などの方針	令和元年度 取組実績	令和２年度 取組予定
6	(2)	移動しやすい環境の整備など	・様々な障がいの種別、障がいの等級、障がいのある人の状況などに応じた移動手段を把握し、支援に努めます。	・移動支援事業や福祉タクシー助成券の交付を行い、社会参加のための外出を支援しました。（障がい者支援課） ・視覚障がい者の外出に同行し、移動に必要な情報提供を行うとともに、外出時に必要な援助を行う同行援護事業を実施しました。（社会福祉協議会） （令和元年度） ・同行援護従事者　22人 ・契約利用者　40人 ・利用件数　553件	・移動支援事業や福祉タクシー助成券の交付を行い、社会参加のための外出を支援します。 ・移動支援事業については、事業内容の拡充を検討します。 ・視覚障がい者の外出に同行し、移動に必要な情報提供を行うとともに、外出時に必要な援助を行う同行援護事業を実施します。 ・多様化するニーズに対応するため、同行援護従事者の講習強化を図ります。
7	(2)	移動しやすい環境の整備など	・コミュニティバス検討専門委員会議におけるまめバスの運行と併せて検討しているまめバスが運行できない地域、いわゆる交通不便地域の対応の中で更なる移動手段について検討していきます。	・コミュニティバス検討専門委員会議において、まめバスが運行できない地域のうち、小山自治会、高根自治会及び下町自治会の区域内において、市内事業者が所有する車両を活用した移動支援事業の実証実験の実施に向けた協議を行いました。	・市内事業者が運行する送迎車両を活用し、小山自治会、高根自治会及び下町自治会の区域内を対象とした移動支援事業の実証実験を実施します。 ・コミュニティバス検討専門委員が廃止されたため、新たな公共交通に係る審議会を立ち上げ、本取組を引き継ぐこととします。
8	(3)	アクセシビリティに配慮した施設	・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づき、引き続き施工するよう協議します。	・福祉のまちづくりパトロール後に施工した視覚障害者誘導用ブロックの設置に当たり、千葉県福祉のまちづくり条例を参考にしました。	・該当する工事等の施工においては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「千葉県福祉のまちづくり条例」に則して行うように引き続き依頼します。
9	(3)	アクセシビリティに配慮した施設	・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく「野田市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」及び「野田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」を基準とした道路整備、都市公園などを整備し、引き続き、障がいのある人や高齢の人など、誰もが快適に利用できるように進めます。	・清水公園東の街路樹の根上がりにより歩道に段差が生じていた４箇所の根の除去を行い段差の解消を図りました。 ・川間駅南中央公園階段入り口２か所に手すりを設置しました。 また、みずき緑道内の階段１か所に手すりを設置しました。	・公園入口と道路との段差解消及び手すりを設置します。 ・街路樹根上がりによる通行障害の解消を図ります。
10	(4)	障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進	・交通バリアフリー法に基づき作成した野田市移動円滑化基本構想に沿って、駅、駅前広場、道路、信号機などの一体的なバリアフリー化を推進していきます。	・前期（６月）と後期（10月）で次の合計８路線のパトロールを行い、パトロールの結果、指摘箇所の市分114か所ほか30か所の合計144か所のうち、市分全てを含む116か所の段差の解消、点字ブロックの張替、歩道舗装打換え、側溝の蓋かけかえなどの補修・改修を行いました。 前期：欅のホール、川間駅、関宿中央小、商業施設（イオンノア店） 後期：市役所、南コミュニティセンター、東部公民館、商業施設（ＴＡＩＲＡＹＡ）	・５月12日に予定していた協議会は、新型コロナウイルス感染症拡大により、開催を延期し、それに伴い、６月３日に予定していた福祉のまちづくりパトロール（前期）については中止しました。今後の協議会の開催及び後期の福祉のまちづくりパトロールの実施については、今後の状況を見定めて判断します。 　上記が中止の場合、令和２年度の事業は、道路等の応急処理は実施せずに、公共施設のバリアフリー化改修に集中（予算計1,300万円）して実施することとし、改修場所は、障がい者団体連絡会等と調整の上、書面等での意見聴取も視野に入れ、対応します。

第３次野田市障がい者基本計画進捗状況　調査票　　議題３　資料

１　安全・安心な生活環境の整備　基本計画１９ページから２７ページまで

通し番号	事業番号	項目（小）	事業、施策などの方針	令和元年度 取組実績	令和２年度 取組予定
11	(4)	障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進	・重点整備地区の愛宕駅西口駅前広場及び準重点整備地区の野田市駅西口駅前広場の整備は、交通バリアフリー法に基づき作成した野田市移動円滑化基本構想に沿って、駅、駅前広場、道路、信号機等の一体的なバリアフリー化を推進していきます。	・重点整備地区の愛宕駅周辺地区は、愛宕駅西口駅前広場について、土地開発公社が先行取得した物件補償の買戻しや新たに用地を取得するための用地交渉及び物件調査を実施しました。また、愛宕駅南側（県道つくば野田線）、愛宕駅西側（県道結城野田線）について、音響式信号機設置要望を行いました。 ・野田市駅西地区については、土地区画整理事業により、駅前線の整備を進めるとともに、物件補償を実施しました。また、野田市駅南側（県道野田牛久線）について、音響式信号機設置要望を行いました。	・重点整備地区の愛宕駅周辺地区は、愛宕駅西口駅前広場について、土地開発公社が先行取得した物件補償の買戻しを実施するとともに、自由通路へと接続する歩行者専用の連絡通路を整備していきます。また、愛宕駅南側（県道つくば野田線）、愛宕駅西側（県道結城野田線）の音響式信号機設置要望を、引き続き行います。 ・準重点整備地区の野田市駅西地区は、土地区画整理事業により、駅前線や駅前広場等を整備するとともに、引き続き、物件補償を進めていきます。また、野田市駅南側（県道野田牛久線）の音響式信号機設置要望を引き続き行います。
12	(4)	障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進	・愛宕駅及び野田市駅のバリアフリー化は、交通バリアフリー法により原則、令和２年度までの移動円滑化基準への適合整備の方針に基づき、千葉県施行の連続立体交差事業の整備により図られることから、事業の早期完成を促進していきます。	・令和2年度末の鉄道高架化に伴う駅のバリアフリー化を目指し、全区間において高架橋工事を進めるとともに、新たに高架化する愛宕駅及び野田市駅の駅舎建築工事に着手しました。 （事業進捗率：59.3%）	・愛宕駅及び野田市駅は、今年度末の鉄道高架化に伴う駅のバリアフリー化を目指し、連続立体交差事業を推進していきます。 （事業進捗率予定：77.6%）
13	(4)	障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進	・信号機設置要望のあった交差点については、引き続き、必要性、緊急性を検討し、野田警察署へ市から要望していきたいと考えています。	・音響式信号機の設置要望を受け、野田警察署に申請しました。	・音響式信号機等の設置の要望があれば、野田警察署に申請します。その他の要望があれば関係機関と連携をとり速やかに対応します。

２　情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実　基本計画２８ページから３５ページまで

通し番号	事業番号	項目（小）	事業、施策などの方針	令和元年度 取組実績	令和２年度 取組予定
14	(1)	情報通信における情報アクセシビリティの向上	・障がいのある人が、携帯電話やスマートフォンなどの情報通信機器を活用し、社会参加の促進を推進します。	・令和元年度の情報通信支援用具の申請は４件でした。（障がい者向けパーソナルコンピューター周辺機器及びアプリケーションソフト）	・日常生活用具給付において、情報通信機器の在り方を検討します。
15	(1)	情報通信における情報アクセシビリティの向上	・日常生活用具給付において、情報通信機器の在り方を検討します。	・令和元年度の情報通信支援用具の申請は４件でした。（障がい者向けパーソナルコンピューター周辺機器及びアプリケーションソフト）	・日常生活用具給付において、情報通信機器の在り方を検討します。
16	(2)	情報提供の充実など	・講演会や説明会などにおいて、手話通訳者や要約筆記者の派遣、補聴援助システムなどの利用促進を図ります。	・手話通訳者や要約筆記者の派遣、ヒアリングループの設置などを行っています。ヒアリングループを新たに購入し、関宿公民館に配置しました。	・講演会や説明会などにおいて、手話通訳者や要約筆記者の派遣、補聴援助システムなどの利用促進を図ります。また、手話通訳者や要約筆記者の雇用形態について見直しを行います。養成講座の開催を拡充します。
17	(2)	情報提供の充実など	・障がいのある人が出席する会議では、会議資料の提供方法や会議の進め方などについて、障がい特性に応じた配慮に努めます。	・市の主催する会議などでは、必要に応じて意思疎通支援者（手話通訳者又は要約筆記者）の配置、ヒアリングループの設置を行いました。また、障がい者支援課の所管する審議会では資料については、読みやすいユニバーサルフォント（書体）を利用して作成しました。 【市主催行事等での利用件数】 ヒアリングループ利用件数　28件 意思疎通支援者配置件数　57件	・市の主催する会議などでは、必要に応じて意思疎通支援者（手話通訳者又は要約筆記者）の配置、ヒアリングループの設置を行います。また、資料については、読みやすいユニバーサルフォント（書体）の利用や文字の拡大などの障がい特性に応じた配慮に努めます。 ・パソコンなどの端末を利用した会議資料の提供や進め方について研究します。
18	(2)	情報提供の充実など	・障がいのある人のためのＩＣＴ利用について注視します。	・令和元年度の情報通信支援用具の申請は４件でした。（障がい者向けパーソナルコンピューター周辺機器及びアプリケーションソフト）	・障がいのある人のためのＩＣＴ利用について研究します。
19	(3)	意思疎通支援の充実	・コミュニケーションボードを活用した知的障がいのある人や自閉症の人などが意思疎通を行いやすくなるような環境づくりを推進します。	・コミュニケーションボードの表示内容（絵、図、平易な表現）の検討を行いました。	・（仮称）野田市障がいのある人とない人との円滑な意思疎通を推進する条例の制定にかかる手続を進め、各関係者と協議を行いながら、障がいの特性に応じた意思疎通手段の普及促進施策の検討を行います。
20	(3)	意思疎通支援の充実	・意思疎通支援を必要とする視覚障がいのある人や聴覚障がいのある人に対応するため、同行援護従事者、手話通訳士、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者、要約筆記奉仕員、点訳奉仕者等の養成研修を推進し、支援体制の充実を図りながら、ＰＲに努め、市民への理解を呼び掛けていきます。	・社会福祉協議会において同行援護従事者研修を10月15日から全６回で開催しました。 ・手話奉仕員養成講座（初級編）を４月より全26回で開催しました。これらの事業のＰＲのために市報やまめバスへのポスター掲載を実施しました。	・新型コロナウィルス感染拡大の影響により、手話奉仕員養成講座（前期）、（後期）と要約筆記養成講座は来年度に延期しますが、代替事業としてＤＶＤ付の手話教材の配布、小中学校向けの手話動画の作成等に取り組む予定です。

２　情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実　基本計画２８ページから３５ページまで

通し番号	事業番号	項目（小）	事業、施策などの方針	令和元年度 取組実績	令和２年度 取組予定
21	(3)	意思疎通支援の充実	・設置通訳者以外の意思疎通支援方法も、検討していきます。	・各課のカウンターに「筆談で対応します」と表示したボードを配置し、聞こえない人や聞こえにくい人も相談しやすい環境づくりを行っています。 ・筆談で対話する技術を学ぶ「聞こえのサポーター講座」を11月8日より全４回で開催しました。	・各課のカウンターに「筆談で対応します」と表示したボードを配置し、聞こえない人や聞こえにくい人も相談しやすい環境づくりを行っています。 ・筆談で対話する技術を学ぶ「聞こえのサポーター講座」の実施を予定しています。 ・手話普及啓発授業（小学校低学年）や手話普及啓発超入門講座などの手話普及活動については、新型コロナウィルス感染拡大の影響により、来年度に延期しますが、代替事業としてＤＶＤ付の手話教材の配布、小中学校向けの手話動画の作成等に取り組む予定です。
22	(4)	行政情報のアクセシビリティの向上	・点字・声の広報等発行事業の充実に努めます。	・点字・声の広報等を発行し、希望者に配布を行いました。	・引き続き、点字・声の広報等発行事業の充実に努めます。
23	(4)	行政情報のアクセシビリティの向上	・引き続き生涯学習センター（旧野田公民館）情報活用コーナーでの視覚障がいのある人のＩＴ活用を促進するための事業を継続するとともに、関係機関と連携し機器活用の周知をより一層図ります。	・生涯学習センター情報活用コーナーに設置している視覚障がいのある人が使用可能なパソコンの利用促進を図るとともに、視覚障がいのある当事者を講師に招き、視覚障がいのある人のためのパソコン講座を開催しました。 視覚障がい者のためのパソコン講座開催 令和元年11月9日、12月14日、令和2年1月11日、2月8日（全4回開催）延べ参加者数23名	・生涯学習センター情報活用コーナーに設置している視覚障がいのある人が使用可能なパソコンの利用促進を図るとともに、視覚障がいのある当事者を講師に招き、視覚障がいのある人のためのパソコン講座を開催します。 視覚障がい者のためのパソコン講座開催（予定）

３　防災、防犯などの推進　基本計画３６ページから３８ページまで

通し番号	事業番号	項目（小）	事業、施策などの方針	令和元年度 取組実績	令和２年度 取組予定
24	3	防災対策の推進	・総合防災訓練などを通じて、障がいの特性を理解していただくとともに障がいのある人に対応した防災施策を推進します。	・10月５日に開催した「第37回野田市総合防災訓練防災フェア」では、障がい者支援課ブースを設けて障がい者の防災対策に関する展示を行い、また、芽吹学園や手をつなぐ親の会「まめっこ」による講演を開催しました。	・令和２年度は千葉県と共催して「９都県市合同防災訓練」を実施する予定です。訓練では、防災フェアブースを設ける予定としていますので引き続き障がいのある人に対応した防災施策を推進します。
25	3	防災対策の推進	・福祉避難所として対応できる施設を選考し、新たな福祉避難所を検討します。	・８月27日に県立野田特別支援学校に御協力いただき、福祉避難所の開設協定を締結している事業所等に対して福祉避難所等防災研修を実施しました。今後も引き続き研修等を実施するとともに、必要に応じて新たな福祉避難所の設置を検討しました。	・既存の福祉避難所の開設協定を締結している事業所等に対して今後も引き続き研修等を実施するとともに、洪水ハザードマップ及び地域防災計画の見直しを踏まえて新たな福祉避難所の設置を検討します。
26	3	防犯対策の推進	・地域の人との交流を深めることにより、障がいのある人について理解し社会福祉施設などにおける障がいのある人の安全の確保に努めていきます。	・サンスマイルに開催に当たり補助金を交付したほか、おひさまといっしょにの実行委員として職員が当日運営に参加しました。 ・11月16日にパラスポーツ体験会を開催し、参加者から好評を得られました。	・障がいの有無にかかわらず交流をを深めるイベントが開催される場合には支援を継続します。
27	3	防犯対策の推進	・青色回転灯搭載の防犯パトロール車両によるパトロールを行い犯罪の抑止に努めます。また、社会福祉施設などにおいて不審者情報などがあった時にはパトロールを強化します。	・北部地区に設置した「まめばん」とともに青色回転灯搭載の防犯パトロール車両によるパトロール車両２台による市内全域のパトロールを行い犯罪抑止に努めています。	・北部地区に設置した「まめばん」とともに青色回転灯搭載の防犯パトロール車両によるパトロール車両２台による市内全域のパトロールを行い犯罪抑止に努めています。
28	3	防犯対策の推進	・防犯カメラについては、既存設置箇所の地区のバランスも考慮しながら新設していきます。	・ひったくりなど路上犯罪を減少させるため、野田市内に防犯カメラを114台（令和２年３月末現在）設置し犯罪の抑止に努めています。	・令和２年度は、既存設置箇所の地区のバランスも考慮しながら15台の防犯カメラを新設する予定です。
29	3	消費者トラブルの防止及び被害からの救済	・障がいのある人の消費者トラブルを防止するため、消費生活センターのＰＲと合わせ、消費生活展、出前講座、消費生活セミナーを通じ、消費者問題について啓発を図ります。また、関係機関と連携を図り、出前講座を実施します。	・障がい者に対して実績はありませんでした。	・消費生活センターのＰＲと合わせ、消費生活展、出前講座、消費生活セミナーを通じ、消費者問題について啓発を図ります。

４　差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止　基本計画３９ページから４１ページまで

通し番号	事業番号	項目（小）	事業、施策などの方針	令和元年度 取組実績	令和２年度 取組予定
30	(1)	権利擁護の推進、虐待の防止	・「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」を構築し、障がいのある人の権利擁護の推進、虐待の防止に努めます。	・野田圏域における地域移行支援事業（千葉県事業）と精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築に向け、江戸川病院が精神障害者地域移行・地域定着協力病院として認定されました。	・保健、医療及び福祉関係者による協議の場を設置します。
31	(1)	権利擁護の推進、虐待の防止	・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会（本会、専門部会）と連携し、心の作品展事業を通じて、障がいのある人の権利擁護に取り組みます。	・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会において、関係機関による事例検討等を行うとともに、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の相談支援部会により、こころの作品展を開催しました。	・引き続き、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会において、関係機関による事例検討等を行うとともに、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の相談支援部会による心の作品展事業を実施していきます。
32	(1)	権利擁護の推進、虐待の防止	・障害年金などの個人の財産を、障がいのある人が「成年後見制度利用支援事業」を利用して適切に管理できるよう支援します。	・障がいのある人が「成年後見制度利用支援事業」を利用して適切な意思決定ができるよう支援し、令和元年度市長申立てを２件実施しました。 ・成年後見支援センターにおいて、成年後見制度に関する相談や普及啓発活動、法人後見事業、日常生活自立支援事業を実施しました。 （令和元年度） ・相談件数　98件 ・法人後見受任件数　８件（後見６件、保佐２件） ・日常生活自立支援事業契約者数　77人	・今後も関係機関と連携し、障がいのある人が「成年後見制度利用支援事業」を利用して適切な意思決定ができるよう、支援の必要な方に市長申立の実施を行います。 ・成年後見支援センターにおいて、成年後見制度に関する相談や普及啓発活動、法人後見事業、日常生活自立支援事業を継続実施します。 ・増加傾向にある相談件数、事業の利用件数に対応するため、職員への研修を強化します。 ・多様化する相談内容に対応するため、地域の社会資源との連携を図ります。
33	(2)	障がいを理由とする差別の解消の推進	・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会と連携し、障がいを理由とする差別の解消の推進と、障がい特性の理解に努めます。	・平成30年度に引き続き９月13日に実施された産業祭出店者説明会において、障害者差別解消法のパンフレットを配布し、周知・啓発に努めました。また、権利擁護部会の委員からご提案いただいた会議等でもパンフレットを配布し周知・啓発に努めました。 ・「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に位置付けられた地域相談員である人権擁護委員と連携し、人権相談や啓発事業等により、差別解消の推進を図りました。	・引き続き障害者差別解消法の周知・啓発に努めます。また、新たな周知方法を検討します。 ・引き続き「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に位置付けられた地域相談員である人権擁護委員と連携し、人権相談や啓発事業等により、差別解消の推進を図ります。
34	(2)	障がいを理由とする差別の解消の推進	・「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」における広域専門指導員、地域相談員と連携を図り、県条例の普及に努めます。	「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」における広域専門指導員が令和２年３月末をもって退任するため、新たに候補者として適任である方を推薦しました。	・新たに選任された千葉県野田健康福祉センターの広域専門指導員との連携強化を図るとともに、引き続き地域相談員との連携を図り「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の普及啓発を図ります。

４　差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止　基本計画３９ページから４１ページまで

通し番号	事業番号	項目（小）	事業、施策などの方針	令和元年度 取組実績	令和２年度 取組予定
35	(2)	障がいを理由とする差別の解消の推進	・引き続き市の関係する民間事業所向け説明会などにおいて、障害者差別解消法に関する説明や資料配布を実施します。	・平成30年度に引き続き９月13日に実施された産業祭出店者説明会において、障害者差別解消法のパンフレットを配布し、周知・啓発に努めました。また、権利擁護部会の委員からご提案いただいた会議等でもパンフレットを配布し周知・啓発に努めました。	・引き続き障害者差別解消法の周知・啓発に努めます。また、新たな周知方法を検討します。

５　自立した生活の支援・意思決定支援の推進　基本計画４２ページから５７ページまで

通し番号	事業番号	項目（小）	事業、施策などの方針	令和元年度 取組実績	令和２年度 取組予定
36	(1)	意思決定支援の推進	・引き続き「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」にのっとり、利用者の意思を尊重した障害福祉サービスの提供を推進します。	・「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」にのっとり、利用者の意思を尊重した障害福祉サービスの提供に努めました。	・引き続き「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」にのっとり、利用者の意思を尊重した障害福祉サービスの提供を推進します。
37	(1)	意思決定支援の推進	・知的障がい又は精神障がいにより、判断能力が不十分な人が、速やかな成年後見制度が利用できるように努めます。	・障がいのある人が「成年後見制度利用支援事業」を利用して適切な意思決定ができるよう支援し、令和元年度市長申立てを２件実施しました。 ・成年後見支援センターにおいて、成年後見制度に関する相談や普及啓発活動、法人後見事業、日常生活自立支援事業を実施しました。（社会福祉協議会） （令和元年度） ・相談件数　98件 ・法人後見受任件数　8件（後見6件、保佐2件） ・日常生活自立支援事業契約者数　77人	・今後も関係機関と連携し、障がいのある人が「成年後見制度利用支援事業」を利用して適切な意思決定ができるよう、支援の必要な方に市長申立の実施を行います。 ・成年後見支援センターにおいて、成年後見制度に関する相談や普及啓発活動、法人後見事業、日常生活自立支援事業を継続実施します。 ・増加傾向にある相談件数、事業の利用件数に対応するため、職員への研修を強化します。 ・多様化する相談内容に対応するため、地域の社会資源との連携を図ります。
38	(1)	意思決定支援の推進	・相談支援専門員が作成するサービス等利用計画（案）及び障害児支援利用計画（案）について、意思決定支援が反映されているかを確認し、利用者のサービス向上に努めます。	・相談支援専門員が作成するサービス等利用計画（案）及び障害児支援利用計画（案）について、意思決定支援が反映されているかを確認し、利用者のサービス向上に努めました。	・引き続き、相談支援専門員が作成するサービス等利用計画（案）及び障害児支援利用計画（案）について、意思決定支援が反映されているかを確認し、利用者のサービス向上に繋げます。
39	(1)	意思決定支援の推進	・国の示す基準に見合う相談支援専門員の確保に努めます。	・国の示す基準に見合う相談支援専門員の確保に努めるため、実地指導や集団指導を開催し相談員の技術向上を図ります。 ＜実績＞ 実地指導：市内指定特定相談支援事業所3か所	・国の示す基準に見合う相談支援専門員の確保に努めるため、実地指導や集団指導を開催し相談員の技術向上を図ります。
40	(1)	意思決定支援の推進	・千葉県が実施する研修（相談支援に関する研修など）を必要に応じて、相談支援事業所など支援機関に周知し、研修の受講を促し、相談支援事業所などの支援機関の技量向上を図ります。	・研修を受講することにより支援体制加算がされる相談支援業務委託契約の締結に向けた準備を行い、研修の受講を促しました。	・令和２年４月１日から市内６相談支援事業所に相談支援業務を委託しています。研修を受講することにより支援体制加算がされる事業所は２事業所を見込んでいます。
41	(2)	相談支援体制の構築	・障害者総合支援法第77条の２に基づく基幹相談支援センターを設置し、相談支援事業所間の連携を図ります。	・第二の福祉ゾーンにおいて社会福祉法人が地域生活支援拠点の中核となる施設（相談支援（障がい者基幹相談支援センター）、短期入所及びグループホーム）の整備が完了しました。施設整備に当たり、障がい者基幹相談支援センター及び緊急短期入所施設の建設費用の一部を助成しました。	・令和２年４月１日から社会福祉法人に障がい者基幹相談支援センター業務を委託しています。 ・市、関係支援機関等との連携を図ります。
42	(2)	相談支援体制の構築	・地域生活支援拠点において、短期入所、グループホームの整備と併せて相談支援の充実を図ります。	・第二の福祉ゾーンにおいて社会福祉法人が地域生活支援拠点の中核となる施設（相談支援（基幹相談支援センター）、短期入所及びグループホーム）の整備が完了しました。	・令和２年４月１日から社会福祉法人に障がい者基幹相談支援センター業務を委託しています。 ・市、関係支援機関等との連携を図ります。

５　自立した生活の支援・意思決定支援の推進　基本計画４２ページから５７ページまで

通し番号	事業番号	項目（小）	事業、施策などの方針	令和元年度 取組実績	令和２年度 取組予定
43	(2)	相談支援体制の構築	・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会を活用して、障がいのある人などの支援の困難事例の対応や、障がい福祉に関する関係者の連携及び、支援の体制づくり、障がいを理由とする差別を解消するための取組について、引き続き協議、決定し、解決に向けて、取り組みます。	・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会により、困難事例の対応や、障がい福祉に関する関係者の連携及び、支援の体制づくり、障がいを理由とする差別を解消するための取組に関し協議しました。 ３回開催　7/10　11/18　1/17	・引き続き、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会により、困難事例の対応や、障がい福祉に関する関係者の連携及び、支援の体制づくり、障がいを理由とする差別を解消するための取組に関し、協議、決定し、解決に向け関係機関と連携し取組を進めます。
44	(2)	相談支援体制の構築	・平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の影響を見ながら、障害福祉サービスの利用推進を図ります。	・第二の福祉ゾーンにおいて社会福祉法人が地域生活支援拠点の中核となる施設（相談支援（障がい者基幹相談支援センター）、短期入所及びグループホーム）の整備が完了しました。	・令和２年４月１日から社会福祉法人に障がい者基幹相談支援センター業務を委託しています。また、市や関係支援機関等との連携を図ります。
45	(2)	相談支援体制の構築	・相談支援専門員と介護支援専門員が支援に必要な情報を共有できるよう両者の連携の強化を図ります。	・相談支援専門員と介護支援専門員が必要な情報の共有ができるよう、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会である相談支援部会に介護保険課の職員を委嘱し、連携の強化を図りました。 ・相談支援専門員と介護支援専門員が、情報を共有し、連携する必要がある相談ケースはありませんでした。	・引き続き、相談支援専門員と介護支援専門員が必要な情報の共有ができるよう、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会である相談支援部会において、連携の強化の方法を検討します。 ・引き続き、相談ケースの状況に応じ、相談支援専門員と介護支援専門員が必要な情報を共有し、連携していきます。
46	(3)	地域移行支援、在宅サービスなどの充実	・地域移行支援、共同生活援助（グループホーム）及び平成30年度より創設された就労定着支援などの障害福祉サービスの利用推進を図ります。	・グループホームの利用促進を図るため、事業所の運営を支援するとともに、入居者の家賃補助を実施しました。	・引き続き、地域移行支援、共同生活援助（グループホーム）及び就労定着支援などの障害福祉サービスの利用推進を図り、障がいのある人の地域での生活支援を図ります。
47	(3)	地域移行支援、在宅サービスなどの充実	・共生型サービスについて、生活介護事業所、短期入所施設、自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業所と、利用者の双方の声を聴きながら、影響について検証していきます。	・市内に共生型サービス事業所がないため、事業所及び利用者の声を聴くことができませんでした。	・共生型サービスについて、生活介護事業所、短期入所施設、自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業所と、利用者の双方の声を聴き、情報の収集を行い、影響の検証を進めます。
48	(4)	障がいのある子どもに対する支援の充実	・療育支援の障害福祉サービスの適正な利用を図ります。	・早期療育につなげるため、子ども支援室が発行する意見書により108件の障害児通所支援を決定しました。	・引き続き、子ども支援室と連携し支援の必要な児童に対し、意見書の発行により障害児通所支援を支給決定し、早期療育と適正な利用を実施していきます。

５　自立した生活の支援・意思決定支援の推進　基本計画４２ページから５７ページまで

通し番号	事業番号	項目（小）	事業、施策などの方針	令和元年度 取組実績	令和２年度 取組予定
49	(4)	障がいのある子どもに対する支援の充実	・児童家庭課と保健センターが保護者からの相談に応じ、保護者が専門的な療育を求めた障がいの（疑いの）ある子どもについては、障害児通所事業所や相談支援専門員の利用につながるよう子ども支援室及び障がい者支援課に案内していきます。	・保護者が専門的な療育を求めた障がいの（疑いの）ある子どもについては、子ども支援室を案内し、早期療育の推進を図るとともに、療育の必要な児については、障害児通所事業の利用に繋げました。 ・子ども相談等で保護者からの相談に応じ、障がいの疑いのある子どもについて療育の案内をしました。また、受容の難しい場合や療育に通い始めるまでの期間が長い場合等の方は新規事業の発達支援事業の集団や個別で支援しました。 ＜子ども相談実績＞ 子ども相談　保健センター受付分　実442人　延464人 子ども支援室受付分　実367人　延454人 ＜障害福祉サービス受給者証の意見書発行者数＞ 108人 ＜発達支援事業実績＞ 集団　野田36回　実31人　延149人 関宿10回　実６人　延39人 個別　ＯＴ　実３人　延６人 ・市内３か所の子育てサロン及びつどいの広場において、就学前の児童及び保護者の交流の機会を設け、遊びを通じてコミュニケーションをとり、相談しやすい関係性を構築するとともに、月１回の相談会を実施し、適切な案内を行いました。 子育てサロン（３か所）参加者　延10,573人　相談件数延863人 つどいの広場参加者　延3,815人　相談件数延66人 令和２年２月29日から感染症予防のため閉所しており、電話による相談のみとなりました。 ・障がいに関する相談件数は、言語発達障がい２件、知的障がい１件、発達障がい５件の計８件 適切に案内を行いました。	・引き続き、保護者が専門的な療育を求めた障がいの（疑いの）ある子どもについては、子ども支援室を案内し、早期療育の推進を図るとともに、療育の必要な児については、障害児通所事業の利用に繋げます。 ・子ども相談等で保護者からの相談に応じ、障がいの疑いのあるこどもについて丁寧に療育の案内をしていきます。必要時時間をかけて保護者にわかりやすく説明していきます。また、引き続き発達支援事業を実施していきます。 ・市内３か所の子育てサロン、つどいの広場については４月１日以降から感染症予防のため閉所しており、閉所中における保護者の電話相談に対し適切な案内を行っています。開所した場合にはサロンでの交流、相談会の実施により効果的な支援を行います。 ・保護者から障がいの（疑いの）ある子どもについて専門的な養育を求める相談があった場合には、障害児通所事業所や相談支援専門員の利用につながるよう、今後も子ども支援室及び障がい者支援課に案内していきます。

５　自立した生活の支援・意思決定支援の推進　基本計画４２ページから５７ページまで

通し番号	事業番号	項目（小）	事業、施策などの方針	令和元年度 取組実績	令和２年度 取組予定
50	(4)	障がいのある子どもに対する支援の充実	・市内在住の未就学児について、引き続き言語発達遅滞、きつ音などが見られる言語障がいのある児に対して個別指導を行うとともに保護者に対しても相談に応じ子育て支援の促進を図ります。	・子ども相談等でことばの発達や発音等の課題のある子どもに対し、療育やことば相談室に繋げました。 ・市内３か所の子育てサロン及びつどいの広場において、就学前の児童及び保護者の交流の機会を設け、遊びを通じてコミュニケーションをとり、相談しやすい関係性を構築するとともに、月１回の相談会を実施し、適切な案内を行いました。 子育てサロン（３か所）参加者　延10,573人　相談件数延863人 つどいの広場参加者　延3,815人　相談件数延66人 令和２年２月29日から感染症予防のため閉所しており、電話による相談のみとなりました。 ・野田ことば相談室と関宿ことば相談室において、言語障がい児童に対する個別指導やことばに関する心配をお持ちの保護者からの相談に応じました。 【相談実績】 ことば相談室　相談延件数　1,234件（個別指導含） 「就学に向けての学習会」の講演会　参加人数23人 ことば相談室（親の会わいわいティーパーティ）参加人数36人 ・言語発達障がいの相談は２件 適切に案内を行いました。	・子ども相談等でことばの発達や発音等の課題のある子どもに対し、引き続き療育や必要時ことば相談室に繋げていきます。 ・市内３か所の子育てサロン、つどいの広場については４月１日以降から感染症予防のため閉所しており、閉所中における保護者の電話相談に対し適切な案内を行っています。開所した場合にはサロンでの交流、相談会の実施により効果的な支援を行います。 ・言語発達遅滞、吃音等が見られる言語障がい児童に対して、引き続き個別指導を行うとともに、保護者の相談に応じることで、子育て支援の促進を図ります。 ・子ども支援室と連携をとりながら、更に効果的な運営・指導に取り組んでいきます。 ・市内在住の未就学児について、言語発達遅滞、吃音などが見られる言語障がいの（疑いの）ある子どもについての相談があった場合は、ことば相談室の利用につながるよう今後も保育課に案内していきます。
51	(4)	障がいのある子どもに対する支援の充実	・育児不安の解消や発達面からの支援を行うため、子育て支援センターにおいては親子教室、出前保育、育児相談などの充実、また、子育て支援センターを中心に他機関との連携を図ります。	・子育て支援センターにおいては、育児相談や子育て講習会等を実施しました。また、子育て支援センターを中心に育児支援に関わる事業者・団体等の交流会を開催し連携を図りました。 ＜参加実績＞ 子育て支援センター（４か所）　延8,032人	・子育て支援センターにおいては、育児不安の解消や発達面からの支援を行うため、親子教室・出前保育・育児相談等の充実を図ります。 ・子ども支援室とも情報交換を行うように努め、さらに関係を密にしていきます。
52	(4)	障がいのある子どもに対する支援の充実	・子ども支援室において、関係機関の巡回相談などの実施を検討していきます。	・保育所や幼稚園等を巡回し、発達に課題がある子どもの早期発見につとめ、子ども相談に繋げました。また、子ども相談に来所した子どもを集団の様子を確認し、保護者にフィードバックしました。 ＜巡回相談実績＞ 26か所　46回　実52人　延69人	・保育所等を巡回し、発達に課題がある子どもの早期発見に努めます。また、新規事業として主に理学療法士が保育所等を巡回し、施設支援指導事業を実施します。

５　自立した生活の支援・意思決定支援の推進　基本計画４２ページから５７ページまで

通し番号	事業番号	項目（小）	事業、施策などの方針	令和元年度 取組実績	令和２年度 取組予定
53	(4)	障がいのある子どもに対する支援の充実	・共生型サービスについて、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所と、利用児及び保護者の双方の声を聴きながら、影響について検証していきます。	・市内に共生型サービス事業所がないため、事業所及び利用者の声を聴くことができませんでした。	・引き続き、共生型サービスについて、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所と、利用児及び保護者の双方の声を聴きながら、影響について検証を継続します。
54	(5)	障害福祉サービスの質の向上など	・必要に応じて、障害福祉サービス事業所、障害児通所事業所、相談支援事業所などに立入検査を実施します。	・サービスの質の向上及び計画相談支援給付費等の支給の適正化を図るため、指定特定相談支援事業所を対象に実地指導を行いました。 ＜実績＞ 実地指導：市内指定特定相談支援事業所３か所	・市内の障害福祉サービス事業所、障害児通所事業所、相談支援事業所に対し定期的な訪問の実施や、千葉県と連携した事業所への立入検査などを実施しサービスの質の向上を図るため、実地指導にかかる職員体制を整えます。
55	(5)	障害福祉サービスの質の向上など	・サービスを利用する人に対し、千葉県社会福祉協議会や事業者が設置している「苦情解決システム」の周知を図り、利用を支援します。	・社会福祉法第83条に基づき第三者機関として千葉県社会福祉協議会に千葉県運営適正化委員会が設置されており、活動内容が千葉県社会福祉協議会ホームページに掲載されています。	・千葉県社会福祉協議会が設置している千葉県運営適正化委員会を市ホームページで周知するとともに、事業者には、設置している苦情解決システムを利用者に周知するよう指導します。
56	(6)	障がい福祉を支える人材の育成・確保	・引き続き福祉専門職の職員を確保し、必要に応じて障がい者支援課などへの配置を進めます。	・令和元年10月１日採用として社会福祉士２名、保健師４名及び作業療法士１名を採用しました。また、令和２年４月１日採用として社会福祉士２名を採用しました。	・引き続き、福祉専門職については必要に応じて採用を検討します。 ・福祉専門職の職員を必要に応じて採用し、障がい者支援課などへ配置します。
57	(6)	障がい福祉を支える人材の育成・確保	・手話奉仕員養成講座、要約筆記養成講座、同行援護従事者養成研修、点訳・音訳ボランティア講座などを含めた福祉専門職の人材養成講座について、市民への周知に努めます。また、職員に対しても各種養成講座の周知を強化し、受講者の増加に努めます。	・令和元年度においては３名の職員が手話奉仕員養成講座を受講しました。 ・障がい者の福祉に関心と理解があり、受講後も活動を続けられる方や、将来、手話通訳者を目指す方を対象に、手話奉仕員養成講座（前期）を社会福祉協議会に委託し実施しました。 ＜手話奉仕員養成講座（前期）＞ 受講者21人、修了証書交付16人 ・手話奉仕員養成講座（前期）を市から受託し実施するとともに同行援護従事者を確保するため、同行援護従事者養成研修を実施しました。（社会福祉協議会） ＜同行援護従事者養成研修＞ 受講6人、修了証書交付5人	・新型コロナウィルス感染拡大の影響により、手話奉仕員養成講座（前期）、（後期）と要約筆記養成講座は来年度に延期しますが、代替事業としてＤＶＤ付の手話教材の配布、小中学校向けの手話動画の作成等に取り組む予定です。

５　自立した生活の支援・意思決定支援の推進　基本計画４２ページから５７ページまで

通し番号	事業番号	項目（小）	事業、施策などの方針	令和元年度 取組実績	令和２年度 取組予定
58	(6)	障がい福祉を支える人材の育成・確保	・障がい福祉関係職員が、様々な研修に参加できるよう、各種研修の情報収集や周知に努めます。	・各種研修の情報収集及び周知に努めました。 ・内部では講師を招いて摂食嚥下・機能訓練の研修を行い、また、他の機関で開催する研修（強度行動障害支援者養成講習、発達障がい者サポーター研修会、自立活動研修会）にも参加しました。 ・精神保健福祉研修、相談支援従事者研修、DV・児童虐待相談研修等の外部研修に参加しました。 ・指定管理者については、法人の研修計画による実施のほか、各施設利用者の支援に必要な研修を実施しました。 ・野田市喀痰吸引等研修（委託事業）を実施し、４施設４人の介護職員が研修を修了しました。	・各種研修の情報収集及び周知に努めます。 ・内部では講師を招いて摂食嚥下・機能訓練の研修を行い、また、他の機関で開催する研修（強度行動障害支援者養成講習、発達障がい者サポーター研修会、自立活動研修会）にも参加する予定です。 ・引き続き、障がい福祉関係職員が、様々な研修に参加できるよう、各種研修の情報収集や周知に努めます。 ・指定管理者が実施する人材育成取組については、引き続きフォローアップや業務報告書により確認します。 ・引き続き、喀痰吸引等研修の実施を予定しています。
59	(6)	障がい福祉を支える人材の育成・確保	・今後も市職員（指定管理者の職員を含む）が、様々な研修などに参加できるよう努めます。	・新規採用職員研修（4/1採用）、新規採用職員研修（10/1採用）、主事級職員研修、主任主事級職員研修、係長級職員研修、課長級職員研修、技能労務職員研修において、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する野田市職員対応要領について」の研修時間を設け、実施しました。 ・障がい者団体の協力を得て、市職員を対象に手話研修を実施しました。 ＜手話入門研修＞ 受講者　99人	・新規採用職員研修（4/1採用）、主事級職員研修、主任主事級職員研修、係長級職員研修、課長級職員研修、技能労務職員研修において、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する野田市職員対応要領について」の研修時間を設け、実施します。 ・引き続き、手話研修を実施を予定しています。
60	(6)	障がい福祉を支える人材の育成・確保	・平成29年11月に千葉県が作成した千葉県福祉人材確保・定着推進方針の下、福祉的就労の定着及び底上げを図ります。	・野田市喀痰吸引等研修（委託事業）を実施し、４施設４名の介護職員が研修を修了しました。	・引き続き、喀痰吸引等研修の実施を予定しています。

６　保健・医療の推進　基本計画５８ページから６５ページまで

通し番号	事業番号	項目（小）	事業、施策などの方針	令和元年度 取組実績	令和２年度 取組予定
61	(1)	精神保健・医療の適切な提供など	・保健、福祉関係者による協議の場及び住まいの確保支援も含めた地域の基盤整備を推進するため、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進します。	・野田圏域における地域移行支援事業（千葉県事業）と精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築に向け、江戸川病院が精神障害者地域移行・地域定着協力病院として認定されました。	・保健、医療及び福祉関係者による協議の場を設置します。
62	(1)	精神保健・医療の適切な提供など	・地域移行支援や平成30年度に創設された自立生活援助などの障害福祉サービスを適正に活用し、精神障がいのある人の地域移行を図ります。	・地域移行支援及び自立生活援助については、利用実績がありませんでした。	・精神障害者の地域移行・地域定着協力病院に認定されている江戸川病院と連携を図りながら、地域移行支援や自立生活援助などの障害福祉サービスを活用し、精神障がいのある人の地域移行を図ります。
63	(2)	保健・医療の充実など	・市内の障害福祉サービス事業所において、重症心身障がいの支援及び更なる医療的ケアの必要な人が利用しやすい環境を図ります。	・野田市立の障害福祉サービス事業所においては、あさひ育成園、あおい空で医療的ケアが必要な人が通所しました。 ・野田市喀痰吸引等研修（委託事業）を実施し、４施設４名の介護職員が研修を修了しました。	・第５期野田市障がい福祉計画及び第１期障がい児福祉計画に記載のある「保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場」の設置します。 ・野田市立の障害福祉サービス事業所（あさひ育成園及びあおい空）において、重症心身障がいのある人又は医療的ケアの必要な人の受入れに努めます。
64	(3)	保健・医療を支える人材の育成・確保	・障がいのある人の重度化及び高齢化に伴い、それを支える専門的人材の確保・養成を地域生活支援拠点の機能の一つとして実施します。	・野田市喀痰吸引等研修（委託事業）を実施し、４施設４名の介護職員が研修を修了しました。	・引き続き、喀痰吸引等研修の実施を予定しています。
65	(3)	保健・医療を支える人材の育成・確保	・理学療法士、作業療法士などの有資格者の適切な配置を推進します。	・子ども支援室の理学療法士・作業療法士が健診やあさひ育成園での指導など専門的業務に従事しました。	情報収集や意見交換などから専門職の資質向上に努めながら、健診やあさひ育成園での指導など専門的業務に従事します。
66	(3)	保健・医療を支える人材の育成・確保	・地域の保健・医療・福祉事業従事者との連携強化を図り、障がいの原因となる疾病などの予防から福祉サービスが適切に提供できるよう関係者会議や研修会などに参加し、意見交換や情報収集などから専門職の資質向上に努め、関係機関との連携強化を図ります。	・関係者会議や研修会などに参加し、事例を通して医療、保健、福祉、教育等の関係機関と意見交換や情報収集などを行いながら医療・福祉サービスの提供を支援しました。	・関係者会議や研修会などに参加し、資質の向上に努めるとともに、関係機関（保健所、医療機関、療育機関、庁内関係課等）と連携を図り、適切な支援につなげます。

６　保健・医療の推進　基本計画５８ページから６５ページまで

通し番号	事業番号	項目（小）	事業、施策などの方針	令和元年度 取組実績	令和２年度 取組予定
67	(4)	障がいの原因となる疾病などの予防・治療	・障がいの原因となる疾病などの予防と早期発見を一層進めるために、新生児から高齢期に至る健康保持・増進のため、乳幼児健診、特定健康診査、健康相談などの充実を図り、施策を推進します。	・各種乳幼児健康診査の実績 ３か月児健康診査　対象者数：801人　受診者数：729人　受診率：91.0% １歳６か月児健康診査　対象者数：899人　受診者数：871人　受診率：96.9% ３歳児健康診査　対象者数：950人　受診者数：889人　受診率：93.6% ５歳児健康診査　対象者数：34人　受診者数：21人　受診率：61.8% 低出生体重児健診　対象者数：149人　受診者数：127人　受診率：85.2% ＜健康相談の実績＞ 重点健康相談　34回　505人 総合健康相談　66回　165人	・乳幼児健康診査の促進 健やかな発育・発達を確認するだけでなく、気がかりな親子に対し、専門職を乳幼児健診に配置し、より多くの職種の観点から早期の相談及び親子教室、療育施設の紹介等の切れ目のない支援に繋げ早期発見、早期治療に努めます。 未受診者に対しては、適正年齢内に受診できるよう保健師による訪問を実施し受診勧奨を行いつつ、関係機関と連携し状況把握に努めます。 ・健康に関する相談ができる場としての健康相談会や個別健康相談（電話）等について周知し、相談をとおして生活習慣改善の知識の普及をします。
68	(4)	障がいの原因となる疾病などの予防・治療	・妊産婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するため妊婦健康診査、乳児健康診査の助成及び受診の勧奨を行い、妊娠中から継続した保健指導に努め、必要に応じ関係機関と連携をし支援していきます。	妊婦健康診査受診件数(医療機関委託) 8,626件　（平成31年度4月～令和2年度2月受診分） 乳児健康診査受診件数(医療機関委託) 1,142件　（平成31年度4月～令和2年度2月受診分） 新生児・妊産婦訪問指導件数 妊産婦：803人 新生児：203人 乳幼児：576人 母子等医療費助成金支給件数　　52件　4,341,323円	・7妊産婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するため、引き続き妊婦・乳児健康診査の助成及び受診の勧奨を行っていきます。妊娠中から継続した保健指導に努め、必要に応じ関係機関と連携し妊娠、出産、育児へとつながる切れ目ない支援を目指します。 ・現代社会ではコミュニケーションが苦手な妊産婦や、核家族化により育児の知識・経験不足等により育児不安や悩みを解決できない産婦が多くみられます。引き続き専門職による訪問を行います。 ・母子等医療費については、制度改正を検討します。それに代わる不育症の支援を考えています。
69	(4)	障がいの原因となる疾病などの予防・治療	・骨粗しょう症に起因する疾病予防のため、今後も引き続き骨太教室を開催します。	・骨粗しょう症予防の為の「骨太教室」を開催し、４回２会場で88人（40歳～64歳は23人）の参加がありました。各保健センターで339人が来所され、骨密度測定を実施しました。	・骨粗しょう症に起因する疾病予防の為、今後も引き続き開催していきます。また各保健センターでの骨密度測定実施について周知していきます。

７　行政などにおける配慮の充実　基本計画６６ページから６９ページまで

通し番号	事業番号	項目（小）	事業、施策などの方針	令和元年度 取組実績	令和２年度 取組予定
70	(1)	選挙などにおける配慮	・移動に困難を抱える障がいのある人などに配慮した投票所のバリアフリー化など、引き続き、投票環境の向上を目指します。	・令和元年７月執行の参議院通常選挙において移動に困難を抱える障がい者等に配慮するため、スロープ設置や土足化を図るほか、全ての投票所に車椅子用記載台や点字器を設置するなど、投票所のバリアフリー化、障がい者の利用に配慮した投票設備の設置等に努めました。また、新たに清水正光館の土足化を行いました。	・移動に困難を抱える障がい者に配慮した投票所のバリアフリー化など、引き続き、投票環境の向上に努めます。
71	(1)	選挙などにおける配慮	・障がいのある人が自らの意志に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施の取組を促進します。	・令和元年７月執行の参議院通常選挙において代理投票制度の周知や、市報や市ホームページ等において周知を図り、かつ、担当職員の育成により障がい者が自らの意志に基づき円滑に投票できるよう投票環境の向上に努めました。	・障がい者が自らの意志に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施等の取組を促進します。
72	(1)	選挙などにおける配慮	・指定病院などにおける不在者投票、郵便などによる不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がいのある人の投票機会を確保します。	・令和元年７月執行の参議院通常選挙において不在者投票制度（指定病院等における不在者投票、郵便投票等）について、市報や市ホームページ等において周知を図り、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がい者の投票機会の確保に努めました。 選挙ごとに投票事務説明会を実施し、選挙の公平性の確保と選挙人の投票環境向上に努めました。 ・選挙管理委員会独自の取り組みとして参議院議員通常選挙において音訳・点訳した選挙公報を社会福祉協議会を通じ、希望者に配布しました。同選挙以降の執行予定の選挙についてはすべて配布予定です。	・指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がい者の投票機会の確保に努めます。 令和２年６月執行予定の野田市長選挙よりポスター掲示場324箇所においてUniVoiceを導入し、視覚障がい者等への選挙情報の提供を図ります。
73	(2)	行政機関などにおける配慮及び障がい者理解の促進など	・合理的配慮の提供を実施します。	・新規採用職員研修（４/１採用）、新規採用職員研修（10/１採用）、主事級職員研修、主任主事級職員研修、係長級職員研修、課長級職員研修、技能労務職員研修において、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する野田市職員対応要領について」の研修時間を設け、実施しました。 ・具体的な相談、対応などを関係課に情報提供し、環境の整備に努めました。	・新規採用職員研修（４/１採用）、主事級職員研修、主任主事級職員研修、係長級職員研修、課長級職員研修、技能労務職員研修において、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する野田市職員対応要領について」の研修時間を設け、実施します。 ・引き続き、具体的な相談、対応などを関係課に情報提供し、環境の整備に努めます。
74	(2)	行政機関などにおける配慮及び障がい者理解の促進など	・可能な限り、環境の整備に努めます。	・平成28年12月に「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する野田市職員対応要領について」を策定し、職員に周知を図っています。 ・具体的な相談、対応などを関係課に情報提供し、環境の整備に努めました。	・平成28年12月に「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する野田市職員対応要領について」を策定し、職員に周知を図っています。 ・引き続き、具体的な相談、対応などを関係課に情報提供し、環境の整備に努めます。
75	(2)	行政機関などにおける配慮及び障がい者理解の促進など	・具体的な相談、対応などの事例を蓄積し、必要に応じて、野田市職員対応要領の見直しを図ります。	・具体的な相談等についての事例の蓄積に努めました。 ・具体的な相談、対応などの事例を蓄積し、人事課に情報提供を図りました。	・具体的な相談等についての事例の蓄積に努めます。 ・引き続き、具体的な相談、対応などの事例を蓄積し、人事課に情報提供を図ります。

７　行政などにおける配慮の充実　基本計画６６ページから６９ページまで

通し番号	事業番号	項目（小）	事業、施策などの方針	令和元年度 取組実績	令和２年度 取組予定
76	(2)	行政機関などにおける配慮及び障がい者理解の促進など	・職員研修における障がい者施設などの見学及び障がい者支援課職員に対する障がい者施設などでの実習研修の実施を検討します。	・新規採用職員研修（４/１採用）において、野田市手をつなぐ親の会の方より研修を実施しました。また、令和２年２月に障がい者支援課職員等により手話入門研修を実施しました。なお、障がい者支援課職員に対する実習研修については、検討を進めました。 ・新設されたグループホームの現地確認を行いました。	・新規採用職員研修（４/１採用）において、野田市手をつなぐ親の会の方より研修を実施しました。障がい者支援課職員に対する実習研修については、検討を進めます。 ・引き続き、関係課と連携し職員研修における障がい者施設などの見学を実施します。また、障がい者支援課職員に対する障がい者施設などでの実習研修の実施を検討します。

８　雇用・就業、経済的自立の支援　基本計画７０ページから７６ページまで

通し番号	事業番号	項目（小）	事業、施策などの方針	令和元年度 取組実績	令和２年度 取組予定
77	(1)	総合的な就労支援	・障がいのある人からの相談に応じて、就労に関する支援を実施します。	・障害者就業・生活支援センターはーとふるが主催する意見交換会に出席し、情報収集、意見交換を実施しました。	・引き続き、障害福祉サービスの利用と共に、障害者就業・生活支援センター等の各支援機関と連携し、相談から就労に関する支援を実施します。
78	(1)	総合的な就労支援	・引き続き、関係機関と連携して、周知強化による雇用促進奨励金及び障がい者職場実習奨励金の利用促進を図り、常用雇用の拡大に結び付くように努めます。	・「障がい者職場実習奨励金支給事業」及び「野田市雇用促進奨励金交付事業」についても、さらなる制度活用のため周知に努めるとともに、平成30年度に創設した「トライアル雇用終了後若年者常用雇用奨励金支給事業」についても、ハローワーク、商工会議所、商工会、工業団地等を通じ周知に努めました。 障がい者職場実習奨励金支給対象者：10事業所、11人 雇用促進奨励金交付対象者：57人 トライアル雇用終了後若年者常用雇用奨励金支給対象者：なし	・「障がい者職場実習奨励金支給事業」及び「野田市雇用促進奨励金交付事業」について、さらなる制度活用のため周知に努めるとともに、実績がなかった「トライアル雇用終了後若年者常用雇用奨励金支給事業」についても、ハローワーク、商工会議所、商工会、工業団地等を通じ、制度活用のため周知に努めます。
79	(2)	障がい者雇用の促進	・平成28年４月に施行した障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法）により、雇用の場における障がいのある人への差別を禁止し、募集や採用では障がいのある人とない人の均等な機会を確保し、採用後においては、障がいのある人とない人の均等な待遇や、障がいのある人の能力の有効な発揮の支障となる事業を改善する措置への取組及び支援を行います。	・松戸公共職業安定所が主催する障害者雇用連絡会、障害者就業・生活支援センターはーとふるが主催する意見交換会に出席し、情報収集、意見交換を実施しました。	・引き続き、障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所等と連携し、雇用の場における障がいのある人への差別の禁止、募集や採用時の障がいのある人とない人の均等な雇用の機会確保を推進します。
80	(2)	障がい者雇用の促進	・宅地開発事業や大規模小売店舗等出店の事前協議の機会を捉え、障がいのある人の雇用について配慮していただくよう要請し、雇用の促進を図ります。	・宅地開発事業や大規模小売店舗等出店の事前協議の際に、障がい者の雇用について配慮していただくよう事業者に要請するとともに、ハローワーク、商工会議所、商工会、工業団地等と協力し、障がい者雇用の促進を図りました。	・法定雇用率の引上げに伴い、チラシの配布や研修会の実施により障がい者の雇用は進んでいるが、引き続き宅地開発事業や大規模小売店舗等出店の事前協議の際に、障がい者の雇用について配慮していただくよう事業者に要請するとともに、ハローワーク、商工会議所、商工会、工業団地等と協力し、障がい者雇用の促進を図ります。
81	(2)	障がい者雇用の促進	・千葉県が、株式会社パソナに委託している「障害者雇用サポート事業」を活用し、障がいのある人の就労及び企業の障がい者雇用を支援します。	・千葉県が、株式会社パソナに委託している「障害者雇用サポート事業」の周知を図り、障がいのある人の就労及び企業の障がい者雇用を支援します。	・千葉県が、株式会社パソナに委託している「障害者雇用サポート事業」の周知を図り、障がいのある人の就労及び企業の障がい者雇用を支援します。
82	(2)	障がい者雇用の促進	・野田市斎場内に設置している「セレショップやすらぎ」に従事している精神障がいのある人の社会参加の促進を実施します（野田市斎場売店事業運営委員会）。	斎場売店の従事者に対して、日々の業務態度や今後の課題について自己評価する「やすらぎチャレンジシート」を継続実施し、一般就労に向けた支援しました。 （令和元年度） ・従事者　６人	・野田市斎場内に設置している「セレショップ・やすらぎ」に従事している精神障がい者に対し、就労に向けた支援を継続して実施します。 　また、「やすらぎチャレンジシート」を中心に支援内容を見直し、より良い支援の提供を目指します。 ・斎場売店サポート委員会を開催し、情報の共有を図ります。

８　雇用・就業、経済的自立の支援　基本計画７０ページから７６ページまで

通し番号	事業番号	項目（小）	事業、施策などの方針	令和元年度 取組実績	令和２年度 取組予定
83	(2)	障がい者雇用の促進	・障がいのある人が、自立した生活が送れるよう障がい者施設通所者支援事業を継続していきます。	・野田市障がい者団体連絡会に障がい者通所者支援事業を委託し、ゆめあぐり野田において就労に向けた実習を行いました。	・障がいのある人が、経済的に自立した生活が送れるよう就労継続支援等の障害福祉サービスや障がい者施設通所者支援事業の活用に努めます。
84	(3)	障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	・障害者就業・生活支援センター　はーとふるの意見交換会に参加し、障がいのある人の就労支援について意見交換を行います。	・障害者就業・生活支援センターはーとふるが主催する意見交換会に出席し、情報収集、意見交換を実施しました。	・引き続き、障害者就業・生活支援センターはーとふるの意見交換会に参加し、障がいのある人の就労支援について意見交換を行い関係機関と連携を図ります。
85	(3)	障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	・自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会の一つである就労支援部会において、障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保について、意見交換を行います。	・自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会の一つである就労支援部会において、障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保について、意見交換を行いました。 ３回開催　7/25、11/27、2/7	・引き続き、障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保について、自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の就労支援部会において意見交換を行い、関係機関と連携を密にします。
86	(3)	障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	・福祉施設を利用している障がいのある人が、就労移行支援事業などの障害福祉サービスを通じて、民間企業に就労し、就労定着することを支援します。	障害者就業・生活支援センターはーとふるが主催する意見交換会に出席し、情報収集、意見交換を実施しました。	・引き続き、障害福祉サービスにおける就労移行支援事業などを通じて、民間企業に就労し、就労定着することを支援するため、障害者就業・生活支援センターはーとふると連携を図ります。
87	(4)	福祉的就労の底上げ	・今後も、障害者優先調達推進法に基づく「野田市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、目標設定額の増加を図ります。	・令和元年度の「野田市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」については、目標額の990千円以上を達成しました。 目標額　990,000円 実績額　1,407,032円（達成率142.1%） ・自立支援・差別解消支援地域協議会にご協力を頂き作成した障がい者就労施設の役務又は物品の提供についてのパンフレットを市ホームページに掲載しました。	・令和２年度は3,700千円以上を目標に「野田市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定しました。この調達方針を踏まえ、障がい者就労施設等から物品購入、役務の提供の推進に努めます。
88	(4)	福祉的就労の底上げ	・障がい者就労施設等から物品購入、役務の提供を行うように努めます。	・自立支援・差別解消支援地域協議会にご協力を頂き作成した障がい者就労施設の役務又は物品の提供についてのパンフレットを市ホームページに掲載しました。	・令和２年度策定の野田市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針（目標額3,700千円以上）を踏まえ、障がい者就労施設等から物品購入、役務の提供の推進に努めます。

９　教育の振興　基本計画７７ページから８２ページまで

通し番号	事業番号	項目（小）	事業、施策などの方針	令和元年度 取組実績	令和２年度 取組予定
89	(1)	インクルーシブ教育システムの推進	・平成30年度「野田市学校教育指導の指針」の重点項目の２番目に「特別支援教育の推進」を掲げています。各園・学校に、特別支援教育についての更なる周知を図り、上記の事業内容を具体化して、児童生徒にとってより良い支援、幼稚園・学校生活につながるように努めていきます。	・全体研修や校内研修を通じて、ユニバーサルデザインの視点を持った授業や主体的・対話的な深い学びをめざす授業の展開への周知を図ってまいりました。各学校でも授業改善に向けた展開を、各幼稚園では遊びを通した学びの場の工夫・人との豊かな関わりができるような環境づくりを行っていただきました。	・令和２年度「のだ教育推進プロジェクト〔学校版〕」の重点項目「確かな学力」の向上の項目に、「①ユニバーサルデザインの視点を持った授業展開、②個に応じた特別支援教育の推進」を掲げています。各園・学校に、特別支援教育についての更なる周知を図り、上記の事業内容を具体化して、幼児・児童・生徒へのより良い支援ができるように、幼稚園・学校と連携を図ってまいります。
90	(1)	インクルーシブ教育システムの推進	・専門的な知識や他機関との連携が重要であることから、連絡を密にし、円滑な支援ができるように進めていきます。	・就学相談では、相談員２名、各学校での相談員23名体制で、進学に向けた相談、学校見学等に対応してまいりました。実際の学びの場においては、専門家チームや特別支援アドバイザー、ひばり教育相談の相談員による支援をいただきました。現場の状況に応じた具体的な支援やアドバイスをいただきました。 ・野田特別支援学校、子ども支援室、ことば相談室等の市内の関係機関とも連携をとりながら、保護者面談を進め、個に応じた学びの場を考えてまいりました。	・「切れ目のない支援体制づくり、多様な学びの場の提供」の充実を目指し、引き続き、特別な教育的ニーズに応じた丁寧な就学相談や教育相談を行います。実際の学びの場においては、専門家チームや特別支援アドバイザー、ひばり教育相談の相談員による支援をいただき、ケースに応じた細かな支援を心がけて取り組みます。 ・特別支援学級と通常学級や、小・中学校と特別支援学校との交流及び共同学習の推進を図ります。行事等も通じて、より広い周知を図ります。
91	(2)	教育環境の整備	・幼稚園・学校現場や相談に見えた保護者の声をよく聴き、子どもにとってより良い支援につながる具体的な取組を進めていきます。	・教育支援計画の作成については、市内小・中学校の特別支援学級・通級指導教室に通う児童生徒に関して進め、活用を図りました。通常学級や幼稚園においても、必要に応じて保護者との合意形成に努め、作成う・活用を行っているところです。 ・相談や支援の場として、ひばり教育相談、適応指導学級、巡回教育相談、学校支援、ひまわり相談、就学相談などを実施しました。野田特別支援学校による通級指導や学校支援なども、力添えいただきました。	・新学習指導要領による指導の本格実施とも併せて、特別な配慮を要する子ども達への支援の工夫などをさらに呼び掛けてまいります。相談体制も整え、必要に応じて個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成と活用を図ります。 ・相談や支援の場として、ひばり教育相談、適応指導学級、巡回教育相談、ひまわり相談、就学相談などの連携を充実させます。学校間や市の関係機関との連携、野田特別支援学校によるご支援も引き続いて依頼してまいります。
92	(2)	教育環境の整備	・特別支援教育の推進のための研修の場の充実を図ります。	・今年度も次の研修会を実施いたしました。野田市特別支援学級等新任担当者研修会、特別支援学級・通級指導教室教育課程説明会、野田市教育相談研修会、野田市新規採用・転入教職員研修会（まめっこキャラバン隊による協力）、サポートティーチャー、土曜アシスト、その他、学校や幼稚園からの依頼による研修会特別な配慮を要する場合についての理解が広がっております。	・特別支援教育の推進のための研修の場の充実を図ります。

９　教育の振興　基本計画７７ページから８２ページまで

通し番号	事業番号	項目（小）	事業、施策などの方針	令和元年度 取組実績	令和２年度 取組予定
93	(2)	教育環境の整備	・次年度を見据えた環境の整備を行います。（教室環境、人材の養成など）	・就学相談において、特に事前から環境整備が必要なケースは、教育相談を通し、その都度、次年度に向けて必要な人的・環境的な整備状況を確認しました。 ・在籍者については　保護者・学校との相談の場を持ち、学校教育課・教育総務課とともに、合理的配慮を踏まえ、人的・物的環境整備を進めるように検討を重ねました。 ・特別支援学級設置校に配付したタブレット端末の活用について、年度当初に研修会を実施しました。音声教科書については、市教委で一括申請できるように手続きを進めました。	・個のニーズに合わせ、次年度につながる環境の整備を行います。（教室環境、人材の養成など）
94	(2)	教育環境の整備	・県立野田特別支援学校は、第２次千葉県特別支援教育推進基本計画、第２次県立特別支援学校整備計画に基づき、平成33年度を目途に、特別支援教育の充実に向けた準備をしています	・令和３年度校内準備委員会では、本校職員向けに夏季休業中に、通級による指導の開始に向けた視覚障害・聴覚障害の研修会を行いました。 ・先進校の学校視察を行い、通級による指導の体制と肢体不自由児への教育の体制、開始までの準備等について学びました。 ・学校公開や研修会等で、総合的な機能を有する特別支援学校に向けて準備を進めていることを発信しました。 ・市内の幼稚園、保育所、小中学校を巡回して、ニーズ調査を行いました。	・令和３年度準備委員会の名称を、総合的機能を有する特別支援学校準備委員会と変えて、通級による指導（視覚障害・聴覚障害）の令和３年度の開始に向けて、体制整備を行います。 ・県教育委員会や近隣の関係特別支援学校との通級連絡会をとおして、学区の調整や関係各市への発信、対象児童生徒の把握を進めます。
95	(2)	教育環境の整備	・県立野田特別支援学校は、野田市教育委員会を始め、関係各所と連携し、地域におけるセンターとしての役割を果たし、特別支援教育の推進充実に努めます。	・地域支援として、特別支援教育に関する来校相談と電話相談、研修会の講師派遣、教材教具の貸し出しを行った。 ・教職員向けの視覚・聴覚・身体に関する研修会を行った。 ・学校間交流を行っている中学校で出前授業を行い、中学生の障がい理解の推進を図った。 ・夏季休業中の「見え方・きこえ・からだの夏の相談会」では、千葉盲学校・千葉聾学校の協力をいただきながら、本人や保護者、指導者への相談支援を行った。	・幼稚園や保育所、小・中学校への訪問支援や来校相談、電話相談等を行います。 ・小・中学校での「通級による指導（肢体不自由）」や難聴学級担当教員との研修会、研修会への講師派遣を行います。
96	(2)	教育環境の整備	・学校施設については、障がいの有無にかかわらず様々な人々が利用する公的な施設であり、災害発生時における利用等の観点も踏まえつつ、施設のバリアフリー化やトイレの洋式化を推進し、障がいのある人にとっても利用しやすい教育施設の場を確保できるよう推進していきます。	【中央小学校】 児童トイレ：すべて洋便器に改修 【東部小学校】 スロープ設置（玄関、渡り廊下） 給食調理員トイレ：洋便器０台→１台 【福田第二小学校】 児童トイレ：すべて洋便器に改修 教職員トイレ：すべて洋便器に改修 【山崎小学校】 ３階女子トイレ：和便器１台を洋便器に改修、手すり設置 【東部中学校】 給食調理員トイレ：洋便器０台→１台	・学校施設については、障がいの有無にかかわらず様々な人々が利用する公的な施設であり、災害発生時における利用等の観点も踏まえつつ、施設のバリアフリー化やトイレの洋式化を推進し、障がいのある人にとっても利用しやすい教育施設の場を確保できるよう推進していきます。

９　教育の振興　基本計画７７ページから８２ページまで

通し番号	事業番号	項目（小）	事業、施策などの方針	令和元年度 取組実績	令和２年度 取組予定
97	(3)	生涯を通じた多様な学習活動の充実	・地域における学校卒業後の学習機会の充実のため、引き続き、教育、療育機関と連携を図り、生涯学習を支援することで社会的自立を促進するとともに、障がい者青年学級終了後も自主的なサークル活動が行えるよう、リーダーの育成を図ります。	・中央公民館にて障がい者青年学級「わたぼうし」を開設し、毎月１回日曜日に、障がいを持つ青年の社会的自立を目指して、調理実習やスポーツ、館外活動を行いました。 ・障がいを持つ青年とボランティアによる学級を開設し、代表者の育成を図りました。	・中央公民館にて障がい者青年学級「わたぼうし」を開設し、毎月１回日曜日に、障がいを持つ青年の社会的自立を目指して、調理実習やスポーツ、館外活動を行います。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、公民館の運営に準じて６月までは中止としています。 ・障がいを持つ青年とボランティアによる学級を開設し、代表者の育成を図ります。
98	(3)	生涯を通じた多様な学習活動の充実	・サービスの対象者（当事者）に限らず、その親族や知人も含めて、サービス内容についてＰＲに努めます。	ボランティアグループ関係者とのコミュニケーションを図るとともに、案内チラシなどで利用者へのＰＲに努めました。	図書館ホームページなどでサービスの存在をＰＲし、新規登録者の増加を目指します。
99	(3)	生涯を通じた多様な学習活動の充実	・ＬＬブックやマルチメディア・デイジーなど身体以外の障がいに対応した資料の収集及び貸出しに努めます。	ハンディキャップサービスを紹介するコーナーを設置した以外に、学校関係者にも資料を直接紹介しました。	対象資料の所蔵数が十分ではないので、これを増加することで、利用しやすい環境を整えます。

１０　文化芸術活動・スポーツなどの振興　基本計画８３ページから８６ページまで

通し番号	事業番号	項目（小）	事業、施策などの方針	令和元年度 取組実績	令和２年度 取組予定
100	(1)	文化芸術活動、余暇、レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備	・今後も、安全に各種行事が開催できるように必要な支援を実施します。	・７月24日に実施されたサンスマイルに対して、後援を行うと共に補助金を支出することにより開催を支援しました。 　令和元年度サンスマイル参加者数　約1,100人 ・障がい者釣大会及び社会福祉協議会が主催するおひさまといっしょにこにおいても、職員を派遣し開催を支援しました。	・新型コロナウィルスの感染防止のため、障がい者釣大会及びおひさまといっしょにが中止となったため、職員の派遣は無くなりましたが、各種行事の開催に当たっては、引き続き支援に努めます。
101	(1)	文化芸術活動、余暇、レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備	・地域における学校卒業後の学習機会の充実のため、引き続き、教育、療育機関と連携を図り、生涯学習を支援することで社会的自立を促進するとともに、障がい者青年学級終了後も自主的なサークル活動を行えるようリーダーの育成を図ります。	・中央公民館にて障がい者青年学級「わたぼうし」を開設し、毎月１回日曜日に、障がいを持つ青年の社会的自立を目指して、調理実習やスポーツ、館外活動を行いました。 ・障がいを持つ青年とボランティアによる学級を開設し、代表者の育成を図りました。	・中央公民館にて障がい者青年学級「わたぼうし」を開設し、毎月１回日曜日に、障がいを持つ青年の社会的自立を目指して、調理実習やスポーツ、館外活動を行います。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、公民館の運営に準じて６月までは中止としています。 ・障がいを持つ青年とボランティアによる学級を開設し、代表者の育成を図ります。
102	(2)	スポーツを楽しめる環境の整備	・障がいのある人が様々なスポーツに参加できるよう活動機会の拡大を図る必要があります。	・11月16日に実施された福祉のまちづくりフェスティバルの中でパラスポーツ体験会を実施しました。	・新型コロナウィルス感染状況を判断し、実施について検討します。
103	(2)	スポーツを楽しめる環境の整備	・千葉県の障害者スポーツ大会等コーディネーター派遣事業実施要領を活用し、障害者スポーツの推進を図ります。	・11月16日に実施された福祉のまちづくりフェスティバルの中でパラスポーツ体験会を実施しました。	・新型コロナウィルス感染状況を判断し、実施について検討します。
104	(2)	スポーツを楽しめる環境の整備	・現有施設の有効活用を図り、「ファシリティマネジメント（施設長寿命化計画）の基本方針」に基づき計画的に改修を行い、改修に当たっては、バリアフリー化します。	・取組実績はありません。	・ファシリティマネジメントの方針に基づき、計画的な改修の実施を検討します。

Ⅰ　計画の策定に当たって

（福祉計画の１ページ）

（１）計画策定の趣旨

本計画は、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス等の支援を行い、サービス提供基盤の計画的な整備推進を図ることで、障がい者の福祉の増進及び安心して暮らすことのできる地域生活の実現に寄与することを目的に策定するものです。

（２）計画の位置付け・他の計画との関係

ア　位置付け

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 88 条の規定に基づき、障害福祉サービスの提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を策定することとされた計画です。

イ　他計画との関係

本計画は、本市の障がい者施策の基本的方向を示す指針である「野田市障がい者基本計画」と調和が保たれたものとします。

また、野田市総合計画に即したものとし、関連する地域福祉計画及び各保健施策分野の計画との整合性が図られたものとします。

（３）計画の期間

本計画の期間は、平成 30 年度から令和２年度までの３年間とします。

なお、計画期間中において、法制度の改正や社会情勢の大きな変化などが生じた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

【計画期間】

平成													令和	
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
→			→			→			→			→		
第１期計画			第２期計画			第３期計画			第４期計画			第５期計画		
												第１期障がい児福祉計画		

（４）計画の基本理念

障がいの有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格・個性を尊重し支え合う共生社会の構築

本計画の基本理念は、第２次野田市障がい者基本計画改訂版と共通の理念とします。

この基本理念と障害者基本法の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、本計画を作成します。

ア　障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

イ　障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに難病患者等で18歳以上の者並びに障がい児とし、サービスの充実を図ります。

ウ　入所から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に利用し、提供体制の整備を進めます。

エ　地域共生社会の実現に向けた取組

地域の住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取組を計画的に推進します。

オ　障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援について、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。

Ⅱ　令和２年度までに達成すべき目標

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

（福祉計画の 11 ページ）

ア　目標の設定

国の基本指針では、平成 28 年度末時点における施設入所者数の９％以上が、令和２年度末までに地域生活へ移行するとともに、平成 28 年度末時点における福祉施設入所者を、平成 28 年度末時点から２％以上削減することを基本とし、当該目標値の設定に当たり、平成 29 年度末において、障がい福祉計画で定めた平成 29 年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和２年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とすることとしています。

平成 28 年度末時点の当市の施設入所者は 92 人であり、令和２年度までに施設入所から 16 人（平成 28 年度末時点における施設入所者数（92 人）の９％（９人）に第４期計画の未達成割合（７人）を加えた人数）を、地域生活への移行者として設定しています。

イ　第５期計画の目標値と進捗状況

項目	目標値	令和元年度までの実績	達成率	考え方
令和元年度までの地域移行者数	16 人	３人	18.8%	平成 28 年度末時点における施設入所者数（92 人）の９％（９人）に第４期計画の未達成割合（７人）を加えた人数以上とします。 (H30:２人、R１：１人)
令和元年度までの施設入所者削減数	５人	２人	40.0%	平成 28 年度末時点における施設入所者数（92 人）の４％以上とします。 (H30:３人、R１：▲１人) ※R１：１名増加

ウ　実績と今後の取組について

施設入所者の地域移行の受け皿となるグループホーム等の新規設置など積極的な取組が期待されます。引き続き、グループホーム等の整備及び運営や利用者に対する支援体制の整備による一層の量的拡充及び質的拡充を図るとともに、入所者が円滑に地域に移行できるよう、相談支援の提供体制の整備を図ります。

また、移行先である地域の理解が深まるよう、障がい者理解の普及と啓発に努め、地域移行を促進します。

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

（福祉計画の 12 ページ）

ア　目標の設定

国の基本指針では、令和２年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを目指しています。

国の基本指針を踏まえて、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの取組を推進します。

イ　第５期計画の目標値と進捗状況

項目	目標値	令和元年度実績	考え方
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	設置	未設置	地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進

ウ　実績と今後の取組について

市による保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置には至っていませんが、千葉県の事業である精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業について、江戸川病院が受託し活動を開始したことから、この事業を通じ関係機関と調整しながら保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置を推進します。

（３）地域生活支援拠点の整備

ア　目標の設定

国の基本指針では、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後、障がい者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能を更に強化する必要があるとしており、地域生活支援拠点を令和２年度末までに市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを目指しています。

イ　第５期計画の目標値と進捗状況

項目	目標値	令和元年度実績	考え方
地域生活支援拠点の整備数	１か所	０か所	地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を整備

ウ　実績と今後の取組について

地域生活支援拠点整備等準備会を開催し、障がい者の地域生活支援拠点の中心施設となる障がい者グループホームの整備の進捗状況を報告し、社会福祉法人が令和２年４月から地域生活支援拠点の中核的役割を果たす施設（グループホーム、短期入所及び相談支援）を開所しました。

今後は、自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会を中心に、市の課題を共有しながら社会資源の有機的な結びつきを強化するため、野田市地域生活支援拠点等運営会議（仮称）を開催し、継続的な地域共生社会を築くための運営の検証やさらなる推進に努めます。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

（福祉計画の 13 ページ）

ア　目標の設定

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和２年度中に一般就労への移行者数が、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本とし、福祉施設を利用している障がい者等の一般就労への移行を推進するため、就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所ごとの就労移行率に関する目標を設定しています。また、障がい者の一般就労への定着も重要であることから就労定着支援事業による支援を開始した時点から１年後の職場定着率に係る目標を設定しています。

なお、一般就労への移行者数及び就労移行支援事業の利用者数に係る目標値について、平成 29 年度末において、障がい福祉計画で定めた平成 29 年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和２年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とすることとしています。

国の基本指針を踏まえて、一般就労移行者数については、平成 28 年度の移行実績９人の 1.5 倍以上に当たる 14 人に平成 29 年度までの未達成割合に当たる 27 人を加えた 41 人を目標値として設定します。

就労移行支援事業の利用者数については、平成 28 年度末における利用者数 54 人の２割以上増加に当たる 65 人に平成 29 年度までの未達成割合に当たる 36 人を加えた 101 人を目標値として設定します。

就労移行支援事業所ごとの就労移行率については、令和２年度末における就労移行率が３割以上の事業所を全体の５割以上とすることを目指します。就労

定着支援事業による支援を開始した時点から１年後の職場定着率については、８割以上とすることを目指します。

イ　第５期計画の目標値と進捗状況

項目	目標値	令和元年度実績	達成率	考え方
令和２年度中の一般就労移行者数	41 人	32 人	78.0%	令和２年度中の一般就労移行者数が、平成 28 年度の移行実績（９人）の 1.5 倍以上（14 人）に、第４期計画の未達成割合（27 人）を加えた値とします。
令和２度末における就労移行支援事業利用者数	101 人	65 人	64.4%	令和２年度末における就労移行支援事業利用者数が、平成 28 年度末における利用者数（54 人）の２割以上増加（65 人）に第４期計画の未達成割合（36 人）を加えた値とします。
令和２年度末における就労移行支援事業所ごとの就労移行率	50%	市内外 23 事業所のうち、就労移行率３割以上の事業所数５	21.7%	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が３割以上の事業所を全体の５割以上とします。
就労定着支援による職場定着率	80%	２人	100%	就労定着支援による支援開始１年後の職場定着率を８割以上とします。

ウ　実績と今後の取組について

令和元年度は市内外の就労移行支援事業所を 65 人が利用し、市内の就労移行支援事業を利用した者のうち 14 人が一般就労へ移行することができました。

今後も、通所に係る交通費や傷害保険料の負担を軽減する事業を実施し、市内外の就労移行支援事業の利用を促進します。また、職場実習を奨励する事業等も引き続き推進することで、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、企業との連携を強化し、一般就労の機会の拡大を図ります。

No.	所在	利用者数	就労移行者数	就労移行率
1	市内	31　人	8　人	25.8　%
2	市外	6　人	2　人	33.3　%
3	市外	1　人	1　人	100　%
4	市外	1　人	1　人	100　%
5	市外	1　人	0　人	0　%
6	市外	1　人	0　人	0　%
7	市外	1　人	0　人	0　%
8	市外	1　人	0　人	0　%
9	市外	1　人	0　人	0　%
10	市外	1　人	0　人	0　%
11	市外	1　人	0　人	0　%
12	市外	2　人	0　人	0　%
13	市外	1　人	0　人	0　%
14	市外	2　人	0　人	0　%
15	市外	1　人	0　人	0　%
16	市外	2　人	0　人	0　%
17	市外	1　人	0　人	0　%
18	市外	2　人	1　人	50.0　%
19	市外	1　人	1　人	100　%
20	市外	1　人	0　人	0　%
21	市外	4　人	0　人	0　%
22	市外	1　人	0　人	0　%
23	市外	1　人	0　人	0　%
	計	65　人	市内８人 市外６人	30%超は ５事業所

（令和２年３月時点、市外事業所：五十音順）

※就労移行支援「就労サポート・のだ」以外の市内施設（就労継続支援Ａ型：３事業所、Ｂ型：９事業所、地域活動支援センター：５事業所）において、令和元年度の就労実績は８人です。

（５）障がい児支援の提供体制の整備等

（福祉計画の 15 ページ）

ア　目標の設定

平成28年５月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、市町村に対して障害児福祉計画の作成が義務付けられました。国の基本指針では、障がい児支援の提供体制の確保に関して、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、重症心身障がい児

を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に係る目標を設定しています。また、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本としています。

国の基本指針を踏まえて、令和２年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を１か所以上確保すること、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを目指します。

イ　第５期計画の目標値と進捗状況

項目	目標値	令和元年度実績	達成率	考え方
令和２年度末における児童発達支援センターの設置数	２か所	２か所	100%	令和２年度末までに児童発達支援センターを１か所以上設置します。
令和２年度末までに保育所等訪問支援体制を構築	実施	実施	―	令和２年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。
令和２年度末における重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	１か所	０か所	０％	令和２年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を１か所以上確保します。
平成30年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置	実施	未実施	―	医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。

ウ　実績と今後の取組について

令和元年度は　児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援体制の構築については、目標値を達成しています。

なお、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、確保することはできませんでしたが、今後も関係施設等へ広く情報提供を行う等により事業を行う意向を有する事業者の把握に努め事業者の参入を図り、事業者の確保に努めます。

医療的ケア児が適切な支援を受けられるための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の連携を図るための協議の場については、令和元年度に設置はできませんでしたが、関係機関と協議の上引き続き設置に努めます。

Ⅲ　障害福祉サービス等の見込み

（１）指定障害福祉サービス

（福祉計画の 16 ページ）

ア　訪問系サービス

１　サービス見込量の算出の考え方

在宅生活を支えるサービスとして、身体障がい者や精神障がい者を中心に利用希望の高いサービスであり、今後施設入所や入院から地域生活へ移行する者や難病患者等の障害福祉サービスの利用を見込み、これらのサービスを必要とする方が増加すると考えられ、利用実績をベースに、障がい者等のニーズや地域生活への移行者数等を勘案して見込みます。

２　第５期計画値と進捗状況

			（参考）第４期計画			第５期計画		
サービス名	単位	数値	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R 元年	R２年
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間/月	計画値	2,054	2,229	2,403	2,549	2,664	2,864
		実績値	2,335	2,151	2,242	2,037	1,783	―
		達成率	113.7%	96.5%	93.3%	79.9%	66.9%	―%
	実人/月	計画値	121	130	139	177	187	208
		実績値	151	141	154	153	142	―
		達成率	124.8%	108.5%	110.8%	86.4%	75.9%	―%

（各年度実績は３月時点）

○市内居宅介護事業所・重度訪問介護事業所

No.	名称
1	有限会社あいらいふ居宅介護事業所
2	ＡＤＶＡＮＣＥ
3	介護のニヤコ
4	秋桜ヴィレッジ清水公園訪問介護事業所
5	指定訪問介護事業所かりん
6	ＳＯＭＰＯケア野田関宿訪問介護
7	ＳＯＭＰＯケア野田山崎訪問介護
8	トータルサポート・ノダ
9	ニチイケアセンター野田

No.	名称
10	希ケアサービス
11	のだ訪問サービスヘルパーステーション（重度訪問介護は休止中）
12	訪問介護しらゆり
13	訪問介護ステーション花ごころ野田
14	特定非営利活動法人マ・メール
15	マミー介護サービス
16	麗訪問介護

（令和２年３月時点、五十音順）

○市内行動援護事業所

No.	名称
1	ＡＤＶＡＮＣＥ

（令和２年３月時点）

○市内同行援護事業所

No.	名称
1	野田市社会福祉協議会
2	のだ訪問サービスヘルパーステーション（休止中）
3	訪問介護しらゆり

（令和２年３月時点、五十音順）

３　実績と今後の取組について

令和元年度において、利用人数、利用時間とも計画値に達することができませんでした。

計画達成率は７割程度のため、今後も地域移行が進むなかで在宅生活を支えるこれらのサービス基盤の一層の拡充と整備が必要となることから、これらを課題として、今後も相談支援事業所と連携し、障がい者の在宅での生活が充実したものになるように努めます。

イ―①　日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）

（福祉計画の 17 ページ）

１　サービス見込量の算出の考え方

日中活動の場を確保するサービスとして、知的障がい者や精神障がい者を中心に利用希望の高いサービスであり、支給決定者数をベースに、特別支援学校の卒業者数、施設入所者や入院中の精神患者のうち地域生活への移行者数等を勘案して見込みます。

２　第５期計画値と進捗状況

◎ 生活介護

			（参考）第４期計画			第５期計画		
サービス名	単位	数値	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R 元年	R２年
生活介護	延人日/月	計画値	5,344	5,638	5,933	5,709	5,896	6,056
		実績値	5,378	5,399	5,517	5,483	5,612	―
		達成率	100.6%	95.8%	93.0%	96.0%	95.2%	―%
	実人/月	計画値	272	287	302	306	316	326
		実績値	280	284	300	301	301	―
		達成率	102.9%	99.0%	99.3%	98.4%	95.3%	―%

（各年度実績は３月時点）

○市内生活介護事業所

No.	名称	定員
1	野田市立あおい空	20　人
2	野田市立あすなろ職業指導所（多機能型）	20　人
3	くすのき苑（日中部分）	50　人
4	COCORO	20　人
5	野田市立こぶし園	40　人
6	生活介護事業所 Ciel	20　人
7	しゅがあ	20　人
8	野田市心身障がい者福祉作業所（多機能型）	25　人
9	野田市関宿心身障がい者福祉作業所（多機能型）	10　人
10	のだ福祉支援センターありがとうの花	10　人
11	野田芽吹学園（日中部分）	50　人
12	ひばり	40　人
13	ほのか	20　人
14	ワークショップくすのき	30　人

（令和２年３月時点、五十音順）

◎ 自立訓練（機能訓練）

			（参考）第４期計画			第５期計画		
サービス名	単位	数値	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R 元年	R２年
自立訓練（機能訓練）	延人日/月	計画値	15	30	45	30	30	30
		実績値	0	0	0	0	21	―
		達成率	0%	0%	0%	0%	70.0%	―%
	実人/月	計画値	1	2	3	1	1	1
		実績値	0	0	0	0	1	―
		達成率	0%	0%	0%	0%	100.0%	―%

（各年度実績は３月時点）

〇市内自立訓練（機能訓練）事業所　　無し

◎ 自立訓練（生活訓練）

			（参考）第４期計画			第５期計画		
サービス名	単位	数値	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R 元年	R２年
自立訓練（生活訓練）	延人日/月	計画値	138	165	193	104	99	88
		実績値	122	86	124	136	169	―
		達成率	88.4%	52.1%	64.2%	130.8%	170.7%	―%
	実人/月	計画値	15	18	21	7	6	5
		実績値	10	6	6	8	10	―
		達成率	66.7%	33.3%	28.6%	114.3%	166.7%	―%

（各年度実績は３月時点）

〇市内自立訓練（生活訓練）事業所

No.	名称	定員
1	指定多機能型事業所芽ばえ（多機能型）	６人
2	つばさ（多機能型）	６人
3	のだ福祉支援センターありがとうの花（多機能型）	10 人

（令和２年３月時点、五十音順）

◎ 就労移行支援

			（参考）第４期計画			第５期計画		
サービス名	単位	数値	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R 元年	R２年
就労移行支援	延人日/月	計画値	651	716	781	469	481	506
		実績値	351	392	563	772	738	―
		達成率	53.9%	54.7%	72.1%	164.6%	153.4%	―%
	実人/月	計画値	40	44	48	31	33	36
		実績値	18	28	32	42	42	―
		達成率	45.0%	63.6%	66.7%	135.5%	127.3%	―%

（各年度実績は３月時点）

○市内就労移行支援事業所

No.	名称	定員
1	就労サポート・のだ	20 人

（令和２年３月時点）

◎ 就労継続支援（Ａ型）

			（参考）第４期計画			第５期計画		
サービス名	単位	数値	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R 元年	R２年
就労継続支援Ａ型	延人日/月	計画値	252	349	446	1,428	1,694	1,972
		実績値	696	891	1,315	1,268	1,441	―
		達成率	276.2%	255.3%	294.8%	88.8%	85.1%	―%
	実人/月	計画値	13	18	23	82	96	112
		実績値	37	51	73	70	82	―
		達成率	284.6%	283.3%	317.4%	85.4%	85.4%	―%

（各年度実績は３月時点）

○市内就労継続支援（Ａ型）事業所

No.	名称	定員
1	ウィズパートナー	14 人
2	ファーストステップ事業所	20 人
3	株式会社ホップ	20 人

（令和２年３月時点、五十音順）

◎ 就労継続支援（Ｂ型）

			（参考）第４期計画			第５期計画		
サービス名	単位	数値	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R 元年	R２年
就労継続支援Ｂ型	延人日/月	計画値	1,368	1,422	1,475	1,642	1,717	1,963
		実績値	1,495	1,344	1,577	1,494	2,202	―
		達成率	109.3%	94.5%	106.9%	91.0%	128.2%	―%
	実人/月	計画値	77	80	83	101	105	120
		実績値	84	80	96	96	128	―
		達成率	109.1%	100.0%	115.7%	95.0%	121.9%	―%

（各年度実績は３月時点）

○市内就労継続支援（Ｂ型）事業所

No.	名称	定員
1	野田市立あすなろ職業指導所（多機能型）	20 人
2	訓練サポートセンターライフ野田	20 人
3	指定多機能型事業所芽ばえ（多機能型）	14 人
4	就労継続支援Ｂ型「紙ふうせん」	20 人
5	野田市心身障がい者福祉作業所（多機能型）	15 人
6	野田市関宿心身障がい者福祉作業所（多機能型）	10 人
7	総活躍　野田	20 人
8	つばさ（多機能型）	14 人
9	羽の郷野田	20 人

（令和２年３月時点、五十音順）

◎ 就労定着支援

			第５期計画		
サービス名	単位	数値	H30 年	R 元年	R２年
就労定着支援	実人/月	計画値	5	10	15
		実績値	3	4	―
		達成率	60.0%	40.0%	―%

※H30 年度新規障害福祉サービス

○市内就労定着支援事業所　無し

３　実績と今後の取組について

令和元年度において生活介護及び就労継続支援Ａ型は、利用延人数、利用人数とも計画値に達しませんでした。自立訓練（機能訓練）は、利用人数は計画値に達しましたが、利用延人数は目標値に達しませんでした。

また、平成 30 年度から加わった就労定着支援については、計画値に達してはおりませんが、障がい者雇用の増加に伴い利用が増えることが予想されることから、利用者への適切な支援が提供されるよう努めます。

就労移行、自立訓練（生活訓練）及び就労継続支援Ｂ型については、利用延人数、利用人数とも計画値を上回りました。

令和元年度には、生活介護事業所が２か所、生活訓練事業所が２か所及び就労継続支援Ｂ型が２か所開設し、新たな施設の増加により利用者の選択肢が増える中で、今後も利用者への適切な支援が提供されるように努めます。

イ－②　日中活動系サービス（療養介護）

（福祉計画の 19 ページ）

１　サービス見込量の算出の考え方

支給決定者数をベースに、重症心身障がい児者施設から療養介護へサービス移行する人数、柏市の療養介護事業所（重症心身障がい児者施設）への入所状況等を勘案して見込みます。

２　第５期計画値と進捗状況

			（参考）第４期計画			第５期計画		
サービス名	単位	数値	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R 元年	R２年
療養介護	実人/月	計画値	14	14	14	17	19	20
		実績値	12	13	13	12	13	―
		達成率	85.7%	92.9%	92.9%	70.6%	68.4%	―%

（各年度実績は３月時点）

○市内療養介護事業所　無し

３　実績と今後の取組について

令和元年度においては、利用延人数、利用人数とも計画値に達しませんでした。柏市にある東葛医療福祉センター光陽園に５人その外の療養介護事業所に８人、計 13 人が利用しております。

今後も相談支援事業所と連携し、利用が図られるように努めます。

イ－③　日中活動系サービス（短期入所）

（福祉計画の１４ページ）

１　サービス見込量の算出の考え方

地域生活を支えるサービスとして、身体障がいや知的障がい者を中心に利用希望の高いサービスであり、利用実績をベースに、障がい者等のニーズ等を勘案して見込みます。

２　第５期計画値と進捗状況

◎ 短期入所（福祉型と医療型の合計）

			（参考）第４期計画			第５期計画		
サービス名	単位	数値	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R 元年	R２年
短期入所	延人日/月	計画値	263	293	354	359	367	384
		実績値	309	259	354	421	303	―
		達成率	117.5%	88.4%	100.0%	117.3%	82.6%	―%
	実人/月	計画値	43	48	58	58	62	66
		実績値	46	37	58	56	27	―
		達成率	107.0%	77.1%	100.0%	96.6%	43.5%	―%

（各年度実績は３月時点）

○市内短期入所事業所

No.	名称	定員
1	野田市立あおい空（法外　単独型）	３人
2	希望の里ひらり（単独型）	12 人
3	くすのき苑（併設）	８人
4	ソーシャルインクルーホーム野田上花輪（併設）	１人
5	野田芽吹学園（併設）	６人
6	短期入所中根の家（空床型）	４人
7	短期入所ほっと（併設）	３人

（令和２年３月時点、五十音順）

３　実績と今後の取組について

令和元年度においては、利用延人数及び利用人数は計画値に達しませんでした。

短期入所の利用は、家族の冠婚葬祭、レスパイトケア、あるいは本人の入所するための訓練等が理由となるため、利用傾向の把握は難しいところですが、引き続き相談支援事業所と連携し、利用が図られるように努めます。

ウ－①　居住系サービス（自立生活援助）

（福祉計画の 20 ページ）

１　サービス見込量の算出の考え方

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者等、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれるもの等を勘案して見込みます。

２　第５期計画値と進捗状況

			第５期計画		
サービス名	単位	数値	H30 年	R 元年	R２年
自立生活援助	実人/月	計画値	5	10	15
		実績値	0	0	―
		達成率	0%	0%	―%

※　H30 年度新設障害福祉サービス
　〇市内自立生活援助事業所　無し

３　実績と今後の取組について

前年度に続き令和元年度も支給決定及び利用がありませんでした。

平成 30 年度からの新規事業のため、市内に自立生活援助事業所が無いため、今後利用環境の整備に努めます。

ウ－②　居住系サービス（共同生活援助）

（福祉計画の 21 ページ）

１　サービス見込量の算出の考え方

知的障がい者や精神障がい者を中心に将来の住まいの場として希望する人が多いサービスとなっています。支給決定者数をベースに、障がい者等のニーズ、施設入所や入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行者数等を勘案して見込みます。

２　第期計画値と進捗状況

			（参考）第４期計画			第５期計画		
サービス名	単位	数値	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R 元年	R２年
共同生活援助 共同生活介護 (H24.25)	実人/月	計画値	101	111	121	131	140	152
		実績値	99	105	121	123	140	―
		達成率	98.0%	94.6%	100.0%	93.9%	100.0%	%

（各年度実績は３月時点）

〇市内共同生活援助事業所

No.	名称	定員
1	飯野ホーム	３　人
2	いえろー	４　人
3	オリーブかわま	10　人
4	かえで	４　人
5	かりんず	８　人

No.	名称	定員
6	希の芽	7　人
7	グループホームにじ	7　人
8	啓心荘なでしこ	5　人
9	啓心荘ひまわり	5　人
10	けやき	4　人
11	ささらホーム 1～4 サテライト	18　人
12	しいのき	4　人
13	ソーシャルインクルー野田上花輪	10　人
14	そよかぜハウス A 棟 B 棟 C 棟D棟	19　人
15	中根の家	4　人
16	ぱーる	5　人
17	星のいえ野田 A 棟 B 棟 C 棟	14　人
18	ほっと	5　人
19	ポプラ	5　人
20	芽ぐみ	4　人
21	ゆりの木	7　人
22	ワイオハの家	4　人

（令和２年３月時点、五十音順）

３　実績と今後の取組について

令和元年度は、５事業所が新たに開設し、既存の事業所も定員を増加させました。今後も新たな施設の開所も予定されていることから、引き続き、県と連携して、地域生活への移行の推進、地域における住まいの場として、質と量の充実を図ることとし、事業者が安定した運営ができるように支援を実施していきます。また、利用しやすい環境を整備するために、利用者には家賃等の負担軽減策を引き続き実施していきます。

ウ－③　居住系サービス（施設入所支援）

（福祉計画の 22 ページ）

１　サービス見込量の算出の考え方

知的障がい者や精神障がい者を中心に日常生活の支援と住まいの場の確保を希望する人が多いサービスのため、支給決定者数をベースに、入所待機者の動向や施設入所者の地域生活への移行等を勘案して見込みます。

２　第５期計画値と進捗状況

			（参考）第４期計画			第５期計画		
サービス名	単位	数値	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R 元年	R２年
施設入所支援	実人/月	計画値	95	93	91	90	88	87
		実績値	94	92	87	89	90	―
		達成率	101.1%	101.1%	104.6%	101.1%	97.8%	%

（各年度実績は３月時点）

○市内施設入所支援事業所

No.	名称	定員
1	くすのき苑（夜間部分）	50 人
2	野田芽吹学園（夜間部分）	50 人

（令和２年３月時点、開設順）

３　実績と今後の取組について

令和元年度は、計画値を達成できておりませんが、過年度実績はほぼ現状を維持しております。引き続き、国や県の動向及び入所待機者の状況を見極めながら、現状のサービス提供体制を確保していきます。

（２）指定相談支援

（福祉計画の 22 ページ）

ア　計画相談支援

１　サービス見込量の算出の考え方

就労定着支援や自立生活援助などの新規サービスを含めたような障害福祉サービスのニーズ増大が見込まれるため、今後も増加傾向が継続すると見込みます。

２　第５期計画値と進捗状況

			（参考）第４期計画			第５期計画		
サービス名	単位	数値	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R 元年	R２年
計画相談支援	実人/月	計画値	60	60	91	170	179	207
		実績値	121	54	96	108	131	―
		達成率	201.7%	90.0%	105.5%	63.5%	73.2%	%

（各年度実績は３月時点）

○市内指定特定相談支援事業所

No.	名称
1	敬愛

No.	名称
２	野田市立こだま学園
３	サポート芽吹
４	相談支援事業所アイナケアプランセンター
５	相談支援事業所ウィズ（休止中）
６	相談支援事業所はーとふる
７	相談支援事業所ラシーク
８	相談支援センターいちいの木
９	相談支援センターそよかぜ
１０	地域活動支援センターさくら

（令和２年３月時点、五十音順）

３　実績と今後の取組について

令和元年度は新たに事業所が 1 件開設されましたが、計画値との乖離があるため引き続き、関係施設等へ広く情報提供を行う等により事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、多様な事業者の参入を図り、事業者の確保に努めます。また、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会を通じ、相談支援の提供体制の強化を図るとともに、サービス等利用計画等の質の向上を図るための体制の構築に努めます。

イ　地域相談支援

１　サービス見込量の算出の考え方

地域移行支援については、施設入所者数、精神科病院長期入院者数、地域生活への移行者数等を勘案して見込みます。

地域定着支援については、単身の障がい者や家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者の人数、地域生活への移行者数等を勘案して見込みます。

２　第５期計画値と進捗状況

			（参考）第４期計画			第５期計画		
サービス名	単位	数値	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R 元年	R２年
地域移行支援	実人/月	計画値	5	6	7	1	1	1
		実績値	0	0	0	0	0	―
		達成率	0%	0%	0%	0%	0%	―%

			（参考）第４期計画			第５期計画		
サービス名	単位	数値	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R 元年	R２年
地域定着支援	実人/月	計画値	5	6	7	1	1	2
		実績値	0	0	0	0	0	―
		達成率	0%	0%	0%	0%	0%	―%

（各年度実績は３月時点）

○市内指定一般相談支援事業所　無し

３　実績と今後の取組について

令和元年度は支給決定及び利用がありませんでした。

市内に指定一般相談事業所が無いため、今後利用環境の整備に努めます。

（３）地域生活支援事業

（福祉計画の 24 ページ）

ア　理解促進研修・啓発事業

１　サービス見込量の算出の考え方

障がい者に対する正しい理解を促して心のバリアフリー化を進めます。

２　第５期計画値と進捗状況

		第５期計画		
事業名	数値	H30 年	R 元年	R２年
理解促進研修・啓発事業	計画値	実施	実施	実施
	実績値	実施	実施	―

３　実績と今後の取組について

障害者週間に合わせて、市報等を活用して、心のバリアフリー、障害者差別解消法について周知、啓発に努めました。また、世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間に併せてブルーリボンによる啓発事業を行いました。

イ　自発的活動支援事業

１　サービス見込量の算出の考え方

障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。

２　事業の見込量及びその考え方

		第５期計画		
事業名	数値	H30 年	R 元年	R２年
自発的活動支援事業	計画値	実施	実施	実施
	実績値	実施	実施	―

３　実績と今後の取組について

今後も利用者の意向の把握に努めながら、自発的な活動が円滑に進められるように支援していきます。

ウ　相談支援事業

（福祉計画の 25 ページ）

１　サービス見込量の算出の考え方

事業名	実施に関する考え方
障がい者相談支援事業	障がい者が身近な地域で相談が受けられるよう相談できる拠点を設けます。
自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会	障がい者支援に関する定期的な協議の場として設置します。
相談支援機能強化事業	困難ケース等に対応できるよう、専門的職員による相談体制を強化します。

２　第５期計画値と進捗状況

			（参考）第４期計画			第５期計画		
事業名	単位	数値	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R 元年	R２年
障がい者相談支援事業	箇所	計画値	2	2	2	2	2	2
		実績値	**2**	**2**	**2**	**2**	**2**	－
自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会	―	計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実績値	**実施**	**実施**	**実施**	**実施**	**実施**	－

			（参考）第４期計画			第５期計画		
事業名	単位	数値	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R 元年	R２年
相談支援機能強化事業	―	計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実績値	**実施**	**実施**	**実施**	**実施**	**実施**	－

※相談支援機能強化事業はサポートセンター沼南（柏市）及び地域活動支援センターさくら（野田市）に委託

３　実績と今後の取組について

各事業とも計画どおりの実績となりました。今後も利用者の意向の把握に努めながら、障がい者の相談、支援を円滑に進めるよう、効率的な事業を執行します。

エ　成年後見制度利用支援事業

（福祉計画の 26 ページ）

１　サービス見込量の算出の考え方

成年後見制度を利用することが有用な障がい者に対し、利用の支援を図ります。

２　第５期計画値と進捗状況

			（参考）第４期計画			第５期計画		
事業名	単位	数値	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R 元年	R２年
成年後見制度利用支援事業	―	計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実績値	**実施**	**実施**	**実施**	**実施**	**実施**	**－**

３　実績と今後の取組について

計画どおりの実績となりました。今後も関係機関と連携し、判断能力が十分でない障がい者の保護及び支援を図ります。

オ　成年後見制度法人後見支援事業

１　サービス見込量の算出の考え方

野田市社会福祉協議会が開設した成年後見センターの利用促進を図ります。

２　第５期計画値と進捗状況

			第５期計画		
事業名	単位	数値	H30 年	R 元年	R２年
成年後見制度法人後見支援事業	―	計画値	実施	実施	実施
		実績値	**実施**	**実施**	**－**

３　実績と今後の取組について

計画どおりの実績となりました。今後も関係機関と連携し、判断能力が十分でない障がい者の保護及び支援を図ります。

カ　意思疎通支援事業

１　サービス見込量の算出の考え方

事業名	実施に関する考え方
意思疎通支援者設置事業	聴覚障がい者のコミュニケーション手段を確保するため、手話通訳者を配置します。
意思疎通支援者派遣事業	聴覚障がい者のコミュニケーション手段を確保するため、意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）の派遣事業を行います。

２　第５期計画値と進捗状況

			（参考）第４期計画			第５期計画		
事業名	単位	数値	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R 元年	R２年
意思疎通支援者設置	人	計画値	2	2	2	2	2	2
		実績値	**2**	**2**	**2**	**2**	**2**	―
意思疎通支援者派遣	件	計画値	664	664	664	920	968	1,018
		実績値	**750**	**832**	**726**	**556**	**509**	―

（各年度年間利用実績）

※平成 19 年６月より社会福祉課（現在の生活支援課及び障がい者支援課）窓口に手話通訳者(火曜日９時から 13 時まで、木曜日 13 時から 17 時まで)を設置
平成 23 年４月より関宿支所に手話通訳者（金曜日 13 時から 17 時まで）を設置
平成 28 年４月より障がい者支援課窓口の手話通訳者の設置日を拡充（月・火９時から 13 時、水・木 13 時から 17 時まで）
平成 30 年１月より社会福祉協議会に委託していた手話通訳者及び要約筆記者派遣事業を障がい者支援課で実施

３　実績と今後の取組について

計画を下回る実績となりました。今後も利用者の意向の把握に努めながら、事業を実施します。

キ　日常生活用具給付等事業

（福祉計画の 27 ページ）

１　サービス見込量の算出の考え方

地域で生活する障がい者に対し、日常生活用具を給付等することで、日常生活の利便性の向上を図ります。

２　第５期計画値と進捗状況

			（参考）第４期計画			第５期計画		
事業名	単位	数値	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R 元年	R２年
介護・訓練支援用具	件	計画値	5	5	5	8	8	8
		実績値	**14**	**2**	**3**	**6**	**3**	－
自立生活支援用具	件	計画値	18	18	18	21	21	21
		実績値	**20**	**34**	**22**	**25**	**20**	－
在宅療養等支援用具	件	計画値	18	18	18	17	17	17
		実績値	**18**	**13**	**18**	**19**	**18**	－
情報・意思疎通支援用具	件	計画値	12	12	12	23	23	23
		実績値	**34**	**26**	**23**	**18**	**25**	－
排泄等管理支援用具	件	計画値	2,687	2,687	2,687	3,209	3,347	3,489
		実績値	**3,325**	**3,078**	**2,942**	**2,889**	**3,031**	－
居宅生活動作支援用具(住宅改修)	件	計画値	3	3	3	3	3	3
		実績値	**4**	**1**	**5**	**0**	**1**	－

（各年度年間利用実績）

・介護・訓練支援用具…特殊寝台等
・自立生活支援用具…入浴補助用具等
・在宅療養等支援用具…電気式たん吸引器等
・情報・意思疎通支援用具…点字器等
・排泄管理支援用具…ストーマ装具等

３　実績と今後の取組について

利用者が定期的に購入するストーマ装具等の排泄等管理支援用具が、平成 27 年度から平成 29 年度まで計画値を上回っておりましたが、令和元年度は、平成 30 年度に続いて計画値を下回りました。引続き利用者の意向の把握に努めながら、限られた予算の中で、効率的な事業を実施します。

ク　手話奉仕員養成研修事業

（福祉計画の 28 ページ）

１　サービス見込量の算出の考え方

手話奉仕員を養成し、聴覚障がい者のニーズに対応します。

２　第５期計画値と進捗状況

			（参考）第４期計画			第５期計画		
事業名	単位	数値	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R 元年	R２年
手話奉仕員養成研修	人	計画値	―	―	―	14	14	14
		実績値	0	9	15	9	20	―

（各年度年間利用実績）

３　実績と今後の取組について

計画値を上回る実績値となりました。今後も利用者の意向の把握に努めながら、事業を実施します。

ケ　移動支援事業

１　サービス見込量の算出の考え方

外出支援により、地域での自主生活及び社会参加を促します。

２　第５期計画値と進捗状況

			（参考）第４期計画			第５期計画		
事業名	単位	数値	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R 元年	R２年
移動支援事業	延時間/年	計画値	14,784	14,784	14,784	12,234	12,234	12,234
		実績値	7,664	11,187	12,072	15,030	16,130	―
		達成率	51.8%	75.7%	81.7%	122.9%	131.8%	―%
	実人/年	計画値	135	135	135	115	115	115
		実績値	84	104	136	133	128	―
		達成率	62.2%	77.0%	100.7%	115.7%	111.3%	―%

（各年度年間利用実績）

３　実績と今後の取組について

延時間及び利用者数ともに計画を上回る実績となりました。

今後も、利用者（児）の把握に努めながら、限られた予算の中で、効率的な事業を実施します。

コ　地域活動支援センター

１　サービス見込量の算出の考え方

利用者に創作的活動の機会等を提供する事業（Ⅱ型又はⅢ型）を実施するほか、加えて精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整等の事業（Ⅰ型）を実施します。

２　第５期計画値と進捗状況

				（参考）第４期計画			第５期計画		
事業名		単位	数値	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R 元年	R２年
地域活動支援センター	野田市利用分	箇所	計画値	4	4	4	5	5	5
			実績値	4	4	4	4	5	—
			達成率	100.0%	100.0%	100.0%	80.0%	100.0%	—%
		実人	計画値	119	119	119	180	180	180
			実績値	133	151	143	140	165	—
			達成率	111.8%	126.7%	120.1%	77.8%	91.7%	—%
	他市町村利用分	箇所	計画値	7	7	7	4	4	4
			実績値	6	4	3	3	3	—
			達成率	85.7%	57.1%	42.9%	75.0%	75.0%	—%
		実人	計画値	17	17	17	15	15	15
			実績値	15	15	11	11	11	—
			達成率	88.2%	88.2%	64.7%	73.3%	73.3%	—%

（各年度年間利用実績）

３　実績と今後の取組について

令和元年度は、野田市利用分の利用実員が計画値に達しませんでした。他市町村利用分も、箇所数、利用実員とも、計画値に達しませんでした。

今後も利用者の意向の把握に努めながら、福祉サービスの向上のため、限られた予算の中で、効率的な事業を実施します。

サ　その他の事業

（福祉計画の 29 ページ）

サービスの種類	内容
訪問入浴サービス事業	入浴が困難な重度障がい者に対し、訪問により入浴サービスを行います。
生活訓練等事業	障がい者に対して、日常生活上必要な訓練・指導等を行います。
日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び介護している家族の一時的な休息を図ります。
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	障がい者の体力増強、交流、余暇等に資するため、各種スポーツ・レクリエーション教室等を開催します。
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がい者のために、点訳、音声等により、市の広報等、地域生活をする上で必要度の高い情報を提供します。
要約筆記者養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される要約筆記者を養成します。
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

１　サービス見込量の算出の考え方

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、柔軟に障がい者のニーズに合った事業を実施し、障がい者の福祉の増進を図ります。

２　第５期計画値と進捗状況

				（参考）第４期計画			第５期計画		
事業名		単位	数値	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R 元年	R２年
訪問入浴サービス事業		—	計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
			実績値	**実施**	**実施**	**実施**	**実施**	**実施**	—
生活訓練事業		—	計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
			実績値	**実施**	**実施**	**実施**	**実施**	**実施**	—
日中一時支援事業	障がい者	延回/年	計画値	10,472	10,472	10,472	4,799	4,799	4,799
			実績値	**9,359**	**8,865**	**10,255**	**5,772**	**5,037**	—
			達成率	**89.4%**	**84.7%**	**97.9%**	**120.3%**	**105.0%**	—%
	障がい児※1	延回/年	計画値	—	—	—	5,002	5,002	5,002
			実績値	—	—	—	**5,556**	**4,427**	—
			達成率	—	—	—	**111.1%**	**88.5%**	—%
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業		—	計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
			実績値	**実施**	**実施**	**実施**	**実施**	**実施**	—
点字・声の広報等発行事業		—	計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
			実績値	**実施**	**実施**	**実施**	**実施**	**実施**	—

			（参考）第４期計画			第５期計画		
事業名	単位	数値	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R 元年	R２年
要約筆記者養成研修事業	―	計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実績値	**実施**	**実施**	**実施**	**実施**	**実施**	―
自動車運転免許取得・改造助成事業	―	計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実績値	**実施**	**実施**	**実施**	**実施**	**実施**	―

（各年度年間利用実績）

※１　障がい児の H27-H29 の計画値・実績値については、障がい者に含む。

３　実績と今後の取組について

その他の事業は、障がい児の日中一時支援事業が計画値を下回る実績値となりましたが、各事業とも概ね計画通りの実績となりました。今後も利用者の意向の把握に努めながら、福祉サービスの向上のため、限られた予算の中で、効率的な事業を実施します。

（４）障がい児支援（第１期障がい児福祉計画）

（福祉計画の 31 ページ）

サービスの種類		内容
障害児相談支援		○障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、障害児通所支援事業者等との連絡調整を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。 ○継続障害児支援利用援助 支給決定された障害児通所支援等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、障害児通所支援事業者等との連絡調整などを行います。
通所支援	児童発達支援	未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を提供します。
	医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められた障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を提供します。
	放課後等デイサービス	就学（幼稚園及び大学を除く。）している障がい児を対象に、授業の終了後又は学校の休業日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を提供します。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を提供します。
居宅訪問型児童発達支援		重症の障がい等の状態にある障がい児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を提供します。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数		関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進します。

１　サービス見込量の算出の考え方

保護者の障がい受容や早期療育の重要性の高まりにより、障害児通所支援のニーズ増大が見込まれることから各サービスともに、現に利用している障がい児の数と実績値の推移を勘案して見込みます。

２　第５期計画値と進捗状況

			（参考）第４期計画			第５期計画		
サービス名	単位	数値	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R 元年	R２年
児童発達支援	延利用日/月	計画値	490	569	647	1,044	1,173	1,298
		実績値	582	702	1,224	1,407	1,286	—
		達成率	118.8%	123.4%	189.2%	134.8%	109.6%	—%
	実人/月	計画値	50	58	66	93	102	113
		実績値	52	61	117	147	156	—
		達成率	104.0%	105.2%	177.3%	158.1%	152.9%	—%
医療型児童発達支援	延日/月	計画値	104	138	173	20	30	40
		実績値	8	0	0	0	0	—
		達成率	7.7%	0%	0%	0%	0%	—%
	実人/月	計画値	9	12	15	2	3	4
		実績値	1	0	0	0	0	—
		達成率	11.1%	0%	0%	0%	0%	—%
放課後等デイサービス	延利用日/月	計画値	818	939	1,061	3,079	3,569	4,035
		実績値	1,302	1,840	2,783	2,913	2,946	—
		達成率	159.2%	196.0%	262.3%	94.6%	82.5%	—%
	実人/月	計画値	81	93	105	260	299	338
		実績値	118	156	226	237	236	—
		達成率	145.7%	167.7%	215.2%	91.2%	78.9%	—%
保育所等訪問支援	延利用日/月	計画値	12	18	24	5	5	7
		実績値	2	3	1	4	12	—
		達成率	16.7%	16.7%	4.2%	80.0%	240.0%	—%
	実人/月	計画値	4	6	8	4	5	6
		実績値	1	2	1	3	8	—
		達成率	25.0%	33.3%	12.5%	75.0%	160.0%	—%
居宅訪問型児童発達支援	延利用日/月	計画値	—	—	—	20	30	40
		実績値	—	—	—	0	0	—
		達成率	—	—	—	0%	0%	—%
	実人/月	計画値	—	—	—	2	3	4
		実績値	—	—	—	0	0	—
		達成率	—	—	—	0%	0%	—%
障害児相談支援	実人/月	計画値	10	15	20	104	123	141
		実績値	33	57	63	73	89	—
		達成率	330.0%	380.0%	315.0%	70.2%	72.4%	—%
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	実人/月	計画値	—	—	—	1	1	1
		実績値	—	—	—	0	0	—
		達成率	—	—	—	0%	0%	—%

○市内児童発達支援事業所

No.	名称
1	野田市立あさひ育成園
2	あしたば
3	アンディとＴｉａｒａ
4	からふるＫｉｄｓ野田
5	キッズセンター・さくら関宿台町事業所
6	キッズセンター・さくら野田事業所
7	野田市立こだま学園
8	こぱんはうすさくら野田教室
9	しあわせの木野田
10	ＳＷＥＥＴ　ＨＯＭＥ　にこにこ
11	放課後デイサービスウィズパートナー
12	放課後等デイサービスＳａｎｔａ
13	リトルプレイス梅郷教室
14	ＬＳ～ルース～

（令和２年３月時点、五十音順）

○市内医療型児童発達支援事業所　無し

○市内放課後等デイサービス事業所

No.	名称
1	アンディとＴｉａｒａ
2	からふるＫｉｄｓ野田
3	キッズセンター・さくら関宿台町事業所
4	キッズセンター・さくら野田事業所
5	ｃｏｃｏｒｏ2ｎｄ
6	ｃｏｃｏｒｏ野田教室
7	こぱんはうすさくら野田教室
8	しあわせの木野田
9	ＳＷＥＥＴ ＨＯＭＥ　にこにこ
10	野田福祉支援センターエンジョイライフ
11	ハルちゃんｈａｐｐｙｓｍｉｌｅ
12	放課後等デイサービス　アイナっ子
13	放課後デイサービスウィズパートナー
14	放課後等デイサービスＳａｎｔａ
15	放課後等デイサービス Cherie
16	リトルプレイス梅郷教室
17	ＬＳ～ルース～

（令和２年３月時点、五十音順）

○市内保育所等訪問支援事業所

No.	名称
1	相談支援センターいちいの木（休止中）
2	野田市立こだま学園

（令和２年３月時点、五十音順）

○市内居宅訪問型児童発達支援事業所　無し

○市内指定障害児相談支援事業所

No.	名称
1	野田市立こだま学園
2	サポート芽吹
3	相談支援事業所アイナケアプランセンター
4	相談支援事業所ウィズ（休止中）
5	相談支援事業所はーとふる
6	相談支援事業所ラシーク
7	相談支援センターいちいの木
8	相談支援センターそよかぜ
9	地域活動支援センターさくら

（令和２年３月時点、五十音順）

３　実績と今後の取組について

児童発達支援は、早期療育と制度の周知等により利用も増加しており、延利用日、実人とも計画値を上回っております。

医療型児童発達支援は、平成 27 年に市内の事業所がなくなり、市外の事業所への利用もないことから、延利用日、利用者数とも実績値はありません。

放課後等デイサービスは、延利用日、実人ともに計画値を下回りました。放課後等デイサービスについては、利潤を追求し支援の質が低い事業所や適切ではない支援を行う事業所が増えているとの指摘があるため、相談支援事業所等の関係機関と連携を図り、適切な療育が提供されるように努めます。

保育所等訪問支援については、計画値を大きく上回る実績となりましたが、居宅訪問型児童発達支援については、市内に事業所がなく、また支給決定者もいないことから、延利用日、利用者数とも実績値がありません。

また、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、未だ確保できていない状態のため、今後も指定障害児相談支援事業所の体制の構築と共に計画達成に努めます。

指定障害児相談支援については、計画値に達しませんでした。関係施設等へ広く情報提供を行う等により事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、多様な事業者の参入を図り、事業者の確保に努めます。